

伝染病・都市社会・衛生組合：明治期の仙台を事例として

遠城, 明雄
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門

<https://doi.org/10.15017/1516117>

出版情報：史淵. 152, pp.123-174, 2015-03-14. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン：
権利関係：

九州大学大学院人文科学研究院『史淵』第百五十二輯抜刷
二〇一五年三月発行

伝染病・都市社会・衛生組合

—— 明治期の仙台を事例として ——

遠
城
明
雄

伝染病・都市社会・衛生組合

——明治期の仙台を事例として——

遠 城 明 雄

はじめに

近代世界世界の編成過程を通して、さまざまな伝染病の流行は人々を震撼させると同時に、身体、社会、空間、自然の再編成に大きな影響を及ぼしてきた。伝染病の予防対策や治療など衛生事業は、長与専斎が指摘したように広範で複雑な問題系にわたっており、特にネットワークの結節点であるがゆえに、過去のみならず現在でも伝染病流行の中心となる都市社会・空間は、伝染病対策を契機にしてたえず新たに編成されてきたといえるかもしれない（成田、二〇〇三：Ali, S. and Keil, R., 2008）。ただし、衛生の言説と実践を通じた都市社会・空間の再編成は、伝統的な生活世界に根を下ろした規範の解体とそれへの抵抗、新たな社会システムへの統合による規範の受容と差別意識の強化、インフラストラクチャーの建設による「自然」と空間の管理がもたらす社会的不平等と空間的不均等など、そのうちに多くの対立や矛盾を内包した過程である。¹

本稿は、衛生問題を通して明治期の都市形成過程の一端を記述する試みであるが、都市社会・空間を構成するミクロな単位である「町」および衛生組合という地域組織に着目することでこの課題に接近したい。衛生組合はコレラなど伝染病の流行を契機に都市部と農村部を問わず組織され、のちに衛生以外の行政機能も補完するようになり、町内会の母体ともなった（原田、二〇〇五）。このように衛生組合は近代日本の都市社会・空間を考察する上で無視できない対象であり、研究の蓄積も進んでいる。尾崎（二〇〇六）によると、これまでの衛生組合の研究では、官治的取締の手段（小栗、一九八二）として、社会的差別意識の形成をもたらした側面（安保、二〇〇七・小林、一九九一）や地域名望家支配の補完組織といった側面（原田、一九九七）などが明らかにされてきた。また衛生行政と地域社会の関係（馬場、一九九三、一九九六・竹原、二〇一三）も検討されており、尾崎も地方制度との関連から衛生組合を分析して、当該期の行政と自治のあり様を明らかにしている（尾崎、一九九四、一九九七、二〇〇六）。

本稿が対象とする仙台の場合、町および町組と部や区などの行政上の地域組織に加えて、公と私の衛生組合が組織、再編されてきた。長谷部（二〇〇二、二〇〇四）は、仙台の行政制度と地域住民組織の歴史的変遷を論じるなかで、行政の施策と地域住民秩序（地域住民の「共同性」）の間に生じた齟齬の事例として衛生組合を取り上げ、地域住民による積極的な協力が得られなかったと指摘している。この指摘は基本的に正しいが、行政と社会諸階層の関係がやや靜態的に把握されているようにも思われる。本稿では、組織された当初の衛生組合について、その制度上の特徴、活動の実態およびその作用を検討し、この作業を通して、地域名望家や地域有力者の動向にとどまらず、これら有力者層と「都市下層」の関係も視野に収めながら、明治期の「軍都」仙台における人々の生活世界と地域組織の矛盾をはらんだ再編の過程を考えることにしたい。

一 コレラ流行と都市社会

(一) 流行の衝撃

一八八二年はコレラが三年ぶりに全国で大流行した年であった。特に宮城県では東京府に次ぐ患者（約四〇〇〇人）が発生しており（山本、一九八二、六四頁）、仙台でも多くの患者が出て社会は混乱状態に陥っている。七月一八日に亘理郡荒浜で極貧者を中心に複数の患者が発生したのを発端にして、仙台区内でも翌一九日に大町二丁目で発症者が出て、同町は交通遮断の状態に置かれた。県は直ちに地方衛生会を開催して虎列刺事務所を設置し、また師範学校に検疫委員事務所を設置して二〇名の検疫委員を任命したほか、広瀬川の流水を飲用禁止にし、宮城県荒巻村台ノ原の家屋を買い上げて避病院³を設置するなどの対策に乗り出している（『陸羽日日新聞』一八八二年七月二四日）。

巡査と衛生委員による区内の巡視に加えて、いくつかの部⁴や町では衛生委員や組長らが自費で石炭酸を購入して各戸に散布し、さらに人夫を雇用して掃除を実施するなどの対策を取ったほか、地域有力者によって予防事務所が設置された町（二日町、新傳馬町、元材木町）もあった。組長は一〇月に区会で決定された「仙台区組長設置規則」に基づき設置されたもので、戸数二〇〇戸以内をひとつの組として各町組合が組織された。組長は公選で、筆紙墨料として一ヶ年六円が給与され、その職務は組内への「布告布達ノ回達」と定められている（『陸羽日日新聞』一八八二年一〇月七日）。コレラ流行と組長設置の関係はよくわからないが、大町五丁目では組長の佐々木重兵衛（味噌醬油醸造）が町内で協議の上、組長代理二名と予防委員八名を選出して予防衛生を実施し、終息後

も毎月一〇回以上町内の巡回を行って住民に塵芥への注意を促し、また汚物処理のため人夫を雇用するなどした結果、住民が競って衛生に注意するようになったと報じられている(『陸羽日日新聞』一八八二年二月二日)。一部の組長は積極的に衛生業務に携わり、町民もそれに協力したのである。いずれにせよ、組長の設置によって、家、組、町、部、区という階層的な地域組織の強化が図られ、より狭い地域単位で伝染病流行時のみならず、日常的にも衛生事業を住民に周知し、それを実施することが可能になったといえる。

しかし全国各地で見られたように、衛生事業のもつ強制的側面と不十分な施設にとどまっていた避病院などに対する民衆の恐怖、反発、忌避の念は強かった。たとえば、「同院に於て係り医員が一服の毒薬を飲みしめて一々之を殺すと、また曰く火葬場へ送らる、死人は係員より首切佐七に命じ肝を取らしめ病院に送りて薬剤に用ゆと、また曰く検疫所の雇人は虎列刺病人一人を探知して之を密告せし時は、金一円づゝの褒美を給与さるゝなり」(『陸羽日日新聞』一八八二年八月一四日)という風説が流布しており、避病院は死をもたらす場と捉えられている。また検疫所の雇人には「貧民」層が多かったと思われるが、密告は地域社会を裏切る行為として認識されていたことがうかがえる。こうして患者隠蔽が行われると同時に、患者の排泄物などが四谷用水や井戸に流れ込むという状態が続いたことから、コレラは市内全体に拡散し多数の患者を出す事態になった。⁵⁾

行政の施策は民衆の反発もあって十分に機能しなかったが、コレラ予防法として実施された「撰生法」、「隔離法」、「消毒法」の三つの方法⁶⁾について、次のような問題点が指摘されている(『虎列刺予防ノ心得』『奥羽日日新聞』一八八三年五月三日)。まず撰生法について、その効果は高いにもかかわらず、多くの発病者を出したとされた「下等社会(人民)」の場合、日頃から暴飲暴食を慎み、衣住を清潔にする撰生法の意味を理解するだけの知識がなく遵守できないことから、医師と衛生委員による指導の重要性が指摘される。次に隔離法について、「道

路ヲ遮断シテ行人ヲ迷ハシメ、或ハ当局者ノ施行ヲ妨害シテ充分ノ予防ヲ為サシメス」といった問題を抱えており、特に「病名票貼付」は、患者の隠蔽を増やして状況を悪化させてしまったが、その理由は人民に公衆の一員としての徳義が欠ける点にあるとされた。その一方で患者を家族から切り離すことで、家族の相互扶助を破壊してしまう弊害を生むことも懸念されており、隔離法は二重の欠点をもつと認識されている。最後に消毒法について、目立った弊害はないが、石炭酸水の利用法が十分に理解されておらず、「虎列剌ヲ除ク呪詛ノ如ク思フモノナキニ非ズ」というように、濫用されている点が問題であった。

このように人々の「無知」や「偏見」、乱暴なふるまいなどが、衛生事業の不振の理由として承認されることで、民衆の日常的な生活慣習の改良と新たな規範の徹底を図り、公衆としての意識を高めると同時に相互扶助を活用していくことが、衛生問題解決の重要な要素として認識されるようになったといえるだろう。行政にとどまらず医師や地域名望家たちの間でも、予防方法やその負担などをめぐる議論が活発化した。

まず一月に区内の開業医らが「私立衛生会」を組織したことが注目される。会の課題のひとつに「公共の健康に関する事件の責を区民の負しむる事」(『陸羽日日新聞』一八八二年一月三〇日)、つまり衛生事業について一部の有力者のみならず区民全体に責任をもたせる必要性が挙がっており、ここでの議論が翌年の衛生組合の設置(後述)にもつながったのではないかと推測される。また二月には流行によつて経済的打撃を受けた大町の有力者である只野理平治(かつて大町の肝煎筆頭)らが会主となり、有力商人の佐藤助五郎(呉服商、仙台銀行)や藤崎三郎助(呉服商)など三〇〇人余が集まって、「予防申合規定」を評議していることも興味深い。

翌一八八三年になると、衛生に関わる一連の事業が具体化され、工事の議論も始まった。順に見ていくと、一月に仙台区衛生会が衛生組合の設置を決定したほか、医師らが「共同衛生会」を組織し、二月には施療所が定牌

寺通槽丁に設置され治療が開始されている。

共同衛生会は前述した私立衛生会の後継組織と考えられ、会員には当時の仙台を代表する医師であった鈴木亦人（横浜で医術を研究）と中目齋（藩医で大学東校に学び、宮城病院副院長などを歴任）のほか、涌谷繁（医師）や小野平一郎（旧士族、区会議員、県会議員、市会議員）など衛生事業や授産事業に尽力していた人物の名前を確認できる。会の目的は「公衆へ衛生ヲ拡張シ当地方ノ安寧ヲ保全スル」ことで、会規の第二条「本会ハ虚飾ヲ省キ実益ヲ計画スベシ」、第三条「本会々員ハ衛生上篤志ノ人ニ限ルモノトス」、第七条「本会ニ於テ可決シタル事項ハ全会ノ意見トシテ、地方衛生課或ハ中央衛生局ヘ向テ建議スルコトアル可シ」（奥羽日日新聞）一八八三年一月三日、一五日）とあることから、前年からの議論を踏まえて区内衛生会や衛生委員の活動に頼ることに限界を感じた医師らが、より実効性のある活動と提言を目指そうとしたと考えられる。共同衛生会は、一八八三年五月に大日本私立衛生会の創立総会が挙行されると仙台支会となり、さらに同年一〇月頃に宮城県全体を管轄するため、名称を宮城支会に変更した（『奥羽日日新聞』一八八三年一〇月一日）。衛生組合と大日本私立衛生会宮城支会については次章で見ることにする。

八月に地方衛生会から調査を命じられた戸川正得と黒沢惟則（医師）が「仙台区内飲料水調査報告」を公表しており、粘土層の影響で水が白濁する地区（北四、五番丁以北）、「不潔物」（便所や貸長屋など）に近接するため井戸に汚物が浸透しやすい地区（立町、肴町、大町、国分町周辺）、井戸の構造が不完全な地区（宮町、北五番丁以南など）、土地が低く湿った地区（東八、九番丁や北七、八番丁など）というように地区ごとの水質の問題点が明らかにされた（『奥羽日日新聞』一八八三年八月一五、一六、一七日）。さらに一〇月には県から諮問を受けて溝渠改良案の検討を行っていた大日本私立衛生会仙台支会の鈴木亦人と鈴木省三らが水源の船形山へ調査に出かけるな

ど、上下水道の建設という抜本的な予防対策の検討も始まっている。¹⁰⁾

翌一八八四年一〇月に松倉恂区長は臨時区会で、北二番丁から勾当台通の溝渠建設と四谷堰の改修計画を提案し、五年間で七〇〇〇円を支出する議案が可決されたが、工事の規模が小さいことに懸念をもった県令松平正直などの意向によって、さらに調査検討を求められたため、工事に入ることができなかった（仙台市役所、一九三七）。この際、仙台共同衛生会の委員（永井隆、鈴木亦人、鈴木省三）が「仙台ノ溝渠ヲ論ス」を公表しており（平山、二〇一三）、導水方法の構造について説明した後、改修に対する区民の積極的な関与を呼びかけるなどの動きをみせている（『奥羽日日新聞』一八八四年一月一七、一八、二八日）。

このように仙台では比較的早い時期に衛生事業に携わる官と民の共同作業が始まっており、一八八二年の流行は仙台の名望家や医師たちに大きな衝撃を与え、仙台の都市社会・空間の組織と構造を再編成する出発点となったといえる。しかし上下水道工事という抜本的対策は、費用負担や計画をめぐって対立があり、その実現に長い時間を要することになった。

（二）戦後の戦い

一八九五年は日清戦争の終結に伴って、コレラの蔓延していた戦地から軍隊が次々と帰還したことによって国内にもコレラが拡散した。仙台市とその周辺でも流行は数ヶ月に及び、仙台市では患者数四七四名、死亡者数三六六名に達し、最大の流行となったのである（仙台市役所編、一九〇八）。さらに翌一八九六年は年始から天然痘が流行して一〇〇人以上の死亡者が出ており、二年間にわたって市内は伝染病に襲われることになった。そしてこの伝染病流行によって、「軍都」仙台の地域社会組織も再編されていくことになる。

一八九五年二月、仙台市は町ごとに祝捷の提灯行列(1)に繰り出すなど、戦勝気分湧いていた一方で、早くから戦後の悪疫流行の危険性が警告されていた。新聞各紙は、「国民公私の総勢力を集めて」、「戦後の一大不幸事を未然に予防する方法」(『流行病の予防に注意すべし』、『奥羽日日新聞』一八九五年三月二日)を検討することや、内地における流行病予防を徹底して「国民の後続戦闘力」を維持し、遠征軍の流行病に対処すること(『軍隊の流行病』、『東北新聞』一八九五年四月二日)を訴えており、また四月に勝間田稔宮城県知事も長文の諭告第一号を発し、西南の役などの経験を踏まえて伝染病に対して「私己衛生と公衆衛生」の両輪によって予防に努めることを説いている(『奥羽日日新聞』一八九五年四月一八日)。

七月一八日に第二師団後備各隊などの凱旋が始まったが、帰国翌日に舎営となっていた孝勝寺(東九番丁)で第三連隊第一中隊の兵隊が発病し、その後新寺小路に宿泊していた部隊から患者が続出したため、孝勝寺周辺は通行遮断となった。検疫でコレラと認められた時は、患者を仙台予備病院の小田原避病院に送ることが決められていたが、すぐに同院が満杯となったため、第二師団では急遽、小田原三昧院、宮城郡燕澤善心寺、宮町仙岳院などの借り受けを陳情して臨時の避病院としたほか、除・解隊を見合わせるなどの対応に迫られている。しかし七月中だけで五四名の患者が出た。

すでに六月下旬に名取郡などで、輜重輸卒として従軍した夫の軍服を洗濯した妻がコレラで死亡するという出来事が報じられていたが、市内でも七月二五日に人力車夫(中杉山通)と女性(霊屋下)がコレラを発症して、警部と衛生係員の立会の下消毒法が実施され、家は立ち入り禁止となった。その後、後備隊の舎営地の人足(北材木町)、陸軍予備病院のコレラ患者運搬人(鉄砲町)、軍隊炊事人夫(原ノ町)、さらに連隊払い下げの残飯を食した「貧民長屋」の女性など、軍隊経路で次々と患者が発生し市中に拡散していった。

この事態に対して行政は、患者宅の発見と清潔法の実施、避病院への隔離など応急的な対策に追われている。市会では小田原避病院のほかに、孝勝寺東裏にあった伊達家の抱え地に新たな避病院の建設を決定し、これを受けて伊達宗基は土地を市に寄付した。新たな避病院は八月二日に着工し、竣工は九月三日であった。また遠藤市長が区長に対して吐瀉病者の密告と川水などの使用禁止の通知を出したほか〔奥羽日日新聞〕一八九五年八月二〇日、八月末から九月初旬にかけて市内各所で一回にわたって医師を講演者として通俗衛生談話会が開催され、一回で五〇〇人から一三〇〇人の傍聴者があったという〔東北新聞〕一八九五年九月七日。ただし、自発的な出席者はあまり多くなかったのではないだろうか。

さらに九月一二日に勝間田稔知事が、市内の「重立たる人々」約四〇〇人を県会議事堂に召集して、県内と市内の感染経路の説明をしたのち、「衛生組合を設け、協同一致の力を以て速かに掃蕩するよう尽力あらんことを希望す」という演説を行った〔奥羽日日新聞〕一八九五年九月三日。衛生組合の本格的な設置は、患者の隠蔽などに対して行政だけでは十分な対応ができない状況への危機感の現れであり、仙台における衛生事業は新たな段階に入ったということができらるだろう。この後、冷涼な季節を迎え、また私と公の衛生組合が活動を開始したこともなどもあって、ようやく一〇月下旬に流行は終息した。

行政はさまざまな対策を実行したが、当初七夕祭をはじめとした祭礼を禁止せず、劇場や寄席の差し止めも行わなかった。市内の状況が悪化した九月初旬になって県令第二八号「虎列刺病流行中祭礼興行その他人民群集を停止する旨」が公布されたが、それまでは氷店なども繁昌していたようであり、また七夕祭もコレラの影響を受けて例年に比べて注目すべき飾り物はなかったが、多くの人出で賑わいをみせていると報じられている。県令第二八号が解除されたのは一〇月中旬であるが、この一ヶ月余は市内の料理店の休業が増加しており、祭礼興行の

禁止は経済的な影響も大きいことから、その決定が躊躇されたのであろう。ただし躊躇の理由はそれだけではなかったと思われる。

民衆によるコレラ流行への対応をみると、市の許可を得て害虫駆除とコレラ退散のため、奇人と言われた沼澤與三郎らの呼びかけによって市内各町で毎晩焚火が炊かれたほか、片平丁にあった神宮教会宮城本部での祈祷に参拝者が二〇〇〇人余り集まり、また各町の天王祭も疫病退散を祈念して通常より盛大に執行されたことなどが報じられている。このように諸階層をまたいで神仏あるいはこれまでの習俗に頼る心性は、衛生事業への不信もあって根強いものがあつたと思われ、祭礼の禁止は民衆のコレラ退散の願いを奪うことを意味していたのである。

患者の隠蔽も続いており、警察と行政にとって深刻な問題であつた。警察署長と衛生委員が隠蔽のうわさが絶えなかつたある町を探索したところ、長屋に八名が隠れていたほか、木賃宿などでも隠蔽が多いため内偵調査が行われている。隠蔽の原因について、消毒法によって家内を荒らされることの「煩わしさ」と交通遮断の不便入院すれば死ぬと信じられていた避病院および病院で死ぬこと自体に対する忌避に加えて、「虎列刺患者として規定の取扱を受くる時は生前死後とも非常の入費を要し、貧民は逆も其負担に堪へざるに依ると是事実なるべし」(『奥羽日日新聞』一八九五年九月五日)と指摘されたように、家屋消毒や死体火葬の経済的負担など、予防から遺体処理にいたる衛生事業全体が不信と負担となつていた。

さらに市中の開業医の態度も隠蔽を助長している。少なからぬ医師が下痢症状というだけで「貧民」の往診を謝絶し、またきちんと診察せずに直ちに避病院へ送るといわれており、診療拒否やいい加減な診断という医師の「不徳義」に対して住民からの批判が高まつていた(「先つ医者を追治せよ」『奥羽日日新聞』一八九五年九月一〇日)。そのため、医師の診察や警察の対応をめぐって騒動に発展する場合もあつた。たとえば、東一番丁で亡くなった女

性の死因をめぐって医師の判断が異なった（コレラかコレラでないか）ため、夫と警察が対立しただけでなく、「昨朝に至りては一層甚しく他の人民等も虎屋横丁辺まで群集し、虎疫に非ず屍体渡すな杯と怒鳴散らし、警官之を制するも絶えて応ぜずアワヤ一椿事を惹起さんとせし」（東一番丁の虎列刺騒ぎ）『奥羽日日新聞』一八九五年八月二九日）という状況になっており、医師や警察の遺体をめぐる措置に対して多くの民衆が不満を抱えていたことがうかがえる。

ただし隠蔽は「貧民」に限定されるものではなく、中上層住民の問題でもあった。大町の有名な豪商が金の威光で医師を説き伏せて自家の患者を隠蔽した、と報じられたように、「金満家」たちが袖の下を使って医師にコレラを他の病気と診断させた事例や、偽の死体検案書を作成させて埋葬許可書を得ようとした事例など、地域有力者の間でも患者の隠蔽が横行していたのである。

それではなぜ医師は隠蔽に加担したのだろうか。金の力もあつたが、それよりもむしろ、コレラ患者を診察したとされると他の患者の減少につながることに、また患者の意向を無視してコレラと診断することは、交通遮断など隣家への影響も含めて地域社会との従来との関係を失いかねないことなど、「コレラ」という表象を地域社会に現出させてしまうことは、医師にとつて地域社会との関係を危うくし、その生活基盤を失わせかねない行為と判断されていたことが大きかったと考えられる。このほか衛生事業の前線にいた中目斎や鈴木亦人など西洋医と漢方医の対立もあつたのだらう。¹³⁾ このように住民の各階層で患者の隠蔽が行われており、行政にとつて医師と地域社会の情実関係をいかに断ち切るかも重要な課題となつた。

こうした状況において最も大きな被害を受けたのは、人足、人力車夫、荷車挽、日雇稼、行商などを生業とする人々とその家族（「貧民」層）であつた。後述するように、「貧民」は衛生事業に直接関わる仕事に従事してい

たため、罹患する危険性の高い状況に置かれていた。¹⁾ また熟していない果物の販売が予防規則違反に当たるとして罰金五〇銭を科料された場合〔東北新聞〕一八九五年九月二七日〕や、東一番丁周辺で露店商人が商売の中止を求められたこと、残飯販売人が警察に召喚され師団の残飯を再度煮沸した上で販売するように懇諭されるなど〔奥羽日日新聞〕一八九五年七月二八日〕、「貧民」は、戦争の影響もあつて栄養状態が悪く、危険な食べ物に依存せざるを得ない状況にあつたと同時に、それを売買する零細な商売で生計を維持していたため、生活と生業の両面で大きな影響を受けることになつたのである。コレラは都市社会に存在していた経済・社会の明確な格差に沿つて、不平等な死と負担を人々にもたらしたといえるだろう。さらにこうした格差が、「怠惰」や「不潔」などもつぱら「貧民」個人の責任に帰されることで、その「不潔」とされた日常生活はコレラを媒介する負の象徴とされていくことになつた。

(三) 「貧民長屋」と労働

度重なる伝染病流行を媒介として、「下等社会（人民）」は伝染病の「巣窟」と看做され、その生活の場は「貧民長屋・貧民窟」と称されるようになった。社会の外部の存在とされた「貧民長屋」とその居住者の生活は、新聞や行政、慈善家による言語・身体的実践を通して、眼に見えない伝染病への恐怖もあつて、市民に災禍をもたらす要因として問題化されていったと思われる（安保、一九八九・小林、一九九一）。

当時市内の数ヶ所に「（貧民）長屋」と認識される地区があつた。このうち花京院通や市に隣接する原ノ町にあつた長屋の場合、前者は三〇戸余、後者は二七、八戸からそれぞれ構成されており、後者の場合に一定の職に就いている住民が多かつた一方、前者は少なく一棟を障子か襖で一間から一間半で仕切り、その大半は蓆敷きで

家賃は一日五厘から一銭、食は一、二銭の残飯で糊口を凌ぐ状況であったという。このため長屋に対する「衛生上の注意は一般市民の忘るべからざる処」という注意が促されている（『東北新聞』一八九二年四月二七、二八日）。

たとえば、一八九四年に腸チフスが流行して市内で一七五名の患者が発生した。榴ヶ岡の長屋では、家族七人のうち父、母、祖母が相次いで病死し、残された子どものうち二人も罹患するなど、患者が続発する惨状になっており、二十人町区長の花岡彌吉からも救済に奔走したが、米価高騰の打撃もあって市内の周縁地区では由々しい事態となつている（『東北新聞』一八九四年五月二四日）。このため市と警察は、車町、二十人町、花京院通、榴ヶ岡、原ノ町などに点在していた「窮民の合宿所」と評された長屋に市吏員と巡査を派遣して消毒法を実施し、発病していない家には予防法の遵守を諭すといった対処策を講じた（『東北新聞』一八九四年六月二〇日）。

このように長屋は伝染病の源として最初に監視の対象となつたが、それは同時に「啓蒙」や「慈善」を通して社会への統合が試みられる場ともなつた。榴ヶ岡の長屋には福島県相馬市の伝道師が日曜日ごとに説教に通つていたほか、外国人宣教師や東北学院および宮城女学校の教員生徒も慈善活動を行つており（『奥羽日日新聞』一八九七年一月二九日）、その結果、長屋の風紀も改まりつつあると報じられている⁽¹⁶⁾。また衛生組合は、地区内部に住む「貧民」の掌握とその救護を期待されており、長屋として表象された「貧民」の存在は、伝染病流行時と同様に日常生活においてもさまざまな介入の対象となつたのである。

ここで当該期の「貧民」をめぐる労働について考えるために、ひとつの授産的施設を紹介しておきたい。その施設とは、一八九四年五月に土樋の真福寺に設立された周窮院である⁽¹⁷⁾。趣意書によると、「無告の窮民に業を授け、其子弟に学に就き漸次拡充生計の道を得せしめんことを期す、以為らく仙台は東北の一大都会にして人員殆ど八万此輻輳の地、廢物及塵芥等実に夥多なりとす、貧者をして之を集輯し田畑の肥料とし或は労働事業に就か

しむる」ことを目的とした施設で、組織は事業部と教育部の二部から構成されており、後者では七歳から一五歳の子供への教育と授産が計画されていた。事業部の事業は「周窮院事業部掃除方特約規定」で次のように定められている（『周窮院設立』『奥羽日日新聞』一八九四年五月一日）。

- 第一条 本部は仙台市内現在者の依託を受け左の数項に依り掃除を施行すべし
但第四項に記載の掃除は市長の認可を得実施すべし
- 一 依託者にして宅地及通路下水等を掃除し置きたる汚物又は塵芥を集捨すること
- 二 火防溝渠水路及裏堀等を浚渫すること
- 三 道路にある汚物を集捨すること
- 四 街路便所を掃除すること
- 第二条 前条一項の集捨は各町とも毎日一回以上必ず実施すへし
- 第三条 用水堀及裏堀等の浚渫は春秋の二期之を実施す
但悪疫流行の兆ある時は臨時之を浚渫す
- 第四条 第一条の業務を実施する為め依託者と協議の上相当の依託料を申受くへし
- 第五条 魚店獣肉点旅人宿料理店飲食店等の下水浚渫汚物集捨の度数及依託料は特に熟議の上之を定む
- 第一条第四項の街路便所の掃除については、市が業者に請け負わせていたことからこうした文言が入ったのであろう。またそのほかの屎尿処理については、屎尿は有価物であったため、各戸や町などが農家や汲取人と個別に契約を結んでおり、周窮院による請負は難しかったと思われる。周窮院の運営を担ったのは、小野平一郎（監督）、富田春之進（主務）、栗野盛良（督業）、芳賀左右助（事務）の四名で、賛同者には現在と将来の市長であ

る遠藤庸治と里見良顕ほか、伊澤平蔵、藤崎三郎助、佐藤助五郎ら有力商人が名を連ねていた。

小野と関係の深い『奥羽日日新聞』は「废物利用と公衆の衛生」（三月二九日）という記事のなかで、街路の馬糞、各戸の塵芥、河川と溝渠の汚物を利用した肥料製造が公衆衛生の改善にもつながると論じており、小野らは衛生も視野に入れながら、「貧民」を困い込み、清掃という都市社会の維持にとって必要不可欠な労働を担当させて、それを肥料販売につなぐことで貧民の「自立」を促す事業を目指したといえるだろう。なお周窮院に関する報道直後の『東北新聞』（二八九四年六月一三日）でも、市内の有力者が一致団結して「洒掃組合」を組織すべしと論じられている。その主旨は、米価の高騰によって生活の困窮が深まり、かつ一部の貧民の間で腸チフスが流行しつつあるなかで、従来のような富豪の寄付金に基づく施米は一過性で効果が乏しいため、「事情の許す限り貧民を拘束して規律ある勤労に服せしめ」、掃除、ごみの分別、肥料作りに従事させれば、衛生と貧困の両方を緩和でき、治安も維持できるというものであった。周窮院が実際にどのような形式で「貧民」とその子弟を集め、労働に従事させたかは不明だが、ある程度の強制・強圧的な動員があったのかもしれない。

ただし、周窮院の事業は通常の清掃や清潔法にとどまっていたわけではなかった。五年後に、「市内の壮丁を馳って、或は征清役の軍夫に、或は流行病患者の看護及死体運搬に、或は海嘯地の救護に従事して、一方には公共事業に尽瘁し、一方には市内幾千の貧民に永久存続の途を得せしめ、加ふるに附帯事業として仙台洗濯会社を組織し、又出獄者保護会社を設けて極貧者と出獄者の救護に力め、一昨年の水害にて米価騰貴の場合、仙台市をして外国米を購入し市民をして其堵に安んせしめたる如き亦与つて力ありしとぞ、今や其の事業愈々固く、当時市内極貧者にして一日三食を得ざるもの千二百六十八戸二千八百五十六人の多数ありしもの、今日は非常に減少するに至りとぞ」（『周窮院の成績報告』『河北新報』一八九九年七月二日）と紹介されているように、「貧民」たちは、

一八九四年から九五年は軍役と²⁰⁾仙台や石巻などの消毒予防事業、また一八九六年は明治三陸地震の津波によって甚大な被害を蒙った被災地の救済など、むしろ非常時に危険と隣り合わせの労働に従事しており、清掃や土木の事業に従事するようになったのはその後のことであった（『東北新聞』一八九九年七月二二日）。設立時の計画が軌道に乗るまで時間を要したのだろうが、それまでの時期、貧窮院の「貧民」は、その数は不明だが、おもに国外と国内の「戦場」へと動員されていったのである。彼らは、人力車夫などのほか軍関係の雑業で糧を得ていた場合もあり、日頃から軍とのつながりもあつただろう。しかし慰霊の対象から外されるなど、彼らの軍隊内部での立場は微妙であり（大谷、二〇〇六）、さらに伝染病が猛威を振るつた戦場において、国内と同様に彼らは衛生上「危険」な存在として見なされるようになった。²¹⁾ こうした軍夫のあり様や立場は、「貧民」を囲い込み、排除すると同時にそれに依拠せざるをえない都市社会の矛盾そのものであるといえるだろう。ここでの事例は断片的なものにすぎず、「都市問題の視座から軍夫を捉える」（北原、一九九四）という問題については、今後の検討課題としたい。

次章では、衛生組合など衛生行政の補助組織の設立と再編およびその活動に着目して、行政と地域社会の関係や、地域社会内部における諸階層の動向について、具体的に検討していくことにする。

二 衛生組合と大日本私立衛生会

(一) 初期の衛生組合

仙台で最初に衛生組合の設置が提案されたのは、一八八三年一月のことであった。仙台区衛生会は次の二つの

議案を決議している（『奥羽日日新聞』一八八三年一月一八・一九日）。

第一号議案 本区内虎列刺病予防法案

第一条 区内ニ衛生組合ヲ編成シ五戸或ハ十戸ヲ一組トシ組合ノ清潔ヲ負担セシムル事

第二条 一組合申合七月番ヲ定メ溝渠ノ疎通ヲ計ル事

第三条 一組合中互ニ各自ノ井水ヲ清潔ナラシムル事

第四条 衛生委員及組長ハ其内部組合毎ノ取締ヲ負担スヘキ事

第五条 消防組ヲ警察署ヘ四季ニ会合セシメ、警部之カ指揮ヲナシ臨時大浚ヲ実施ナサシムル事、但費用ハ

消防費ノ内ヨリ支払フモノトス

第二号議案

明治十四年第九十九号本区衛生会規則第二条會員編成中、衛生委員二十人但毎部四人宛トアルヲ、衛生會員但シ本区内総員ト更生建議ノコト

第二号議案説明

衛生ノ事業ヲ平素人民ヘ直接ニ施行拡充センカタメ衛生委員ヲ置クニ至レリ、然ルニ衛生委員中ニテ衛生會員ニ列セサル委員ハ、自ラ衛生事務ニ進歩セズ遺憾ト云ハサルヲ得ス、其部ノ内ノ人民モ亦タ不幸ト云フヘシ、因ツテ本案ヲ要ス

内務省が衛生組合の設置を奨励したのは、一八九〇年一〇月に改正された「伝染病予防心得書」の総則第一条において、長与専斎はこの改正を警察主導であった衛生行政におけるひとつの転換と位置づけている（小林、二〇〇一）。衛生組合はそれ以前に大阪や東京、埼玉などで組織されており、これが長与などによって採用され

全国に普及した（小栗、一九八一・尾崎、二〇〇六）。大阪では一八八三年二月に南区で衛生組合の設置が提案されたが、その背景には「五人組」の実質的な廃止があり、衛生組合はそれに代わる衛生行政の末端機構として地域社会に登場したと考えられている（原田、一九九七）。仙台の場合も、五戸から一〇戸を単位としていることから藩政期の五人組を模した地域組織が構想されていた。第二号議案からもうかがえるように、五部ごとに衛生事業に詳しい知識を有し、積極的に活動する人物を揃えることが困難なことに加えて、衛生委員だけでは地区の内部を掌握し、立ち入った対応を取ることは無理であった。全戸から構成される衛生組合という地域組織が求められた背景には、衛生委員のみでは衛生事業が十分に機能しないと判断されたことがあったと考えられる。また季節ごとの「臨時大浚」について、消防組²²⁾が活用されていることは、費用などの点から住民自身による清掃が期待できない状況があったのだろう。このほか患者の発見とその報告、地域住民への衛生思想の普及など、のちの衛生組合に求められる基本的な役割のいくつかはこの規約には現れていない。

その後国分町で組長と衛生委員が相談して町内に五人組を設置し、組頭を中心に予防を行うことに決しており（『奥羽日日新聞』一八八三年五月三日）、衛生組合の組織化が始まった。しかし、実際に仙台区内でどの程度組合が組織されたかは不明で、新聞にも衛生組合の記事がほとんどないことから、おそらくそれは富裕層の多い町など一部の地区に限定されていたと思われる。

それ以降の衛生組合の動向は不明だが、一八八六年の全国的なコレラ流行時に地域の予防活動に従事したのは各町組合であった。この時期の地域組織をみておくと、一八八二年一〇月に設置された組長は、一八八五年四月の組長設置規則の改正によって一四〇組になった。この規則改正で、組長は満二十五歳以上の男子で組合内に居住しかつ不動産を所有する者、また選挙権者は組内に居住する満二十歳以上の戸主と決められ、また組長の役割

には従来の布告布達の回覧に、納税注意、戸籍および篤行者・極貧者の取調、共同の事件への関与が加えられている。さらに翌一八八六年二月の規則改正で各町組合は五五組に再編された（仙台市役所編、一九〇八年）。

この流行の際、塩釜でコレラが猖獗を極めたのに対して、仙台の患者数は三四名で大規模な流行とはならなかった。区長は組長を召喚して予防の談話を行っているが、ひとつ注目されることは、その後組長らが臨時談話会を開催して「虎列刺予防手続書」を独自に作成している点である。その第二条で「組合家並十戸一組ト定メ、相互ニ予防專一ト心得、其組合ヨリ虎列刺及類似病発病ト認メタル時ハ、迅速最寄医員及其組長ヘ急報スル事」と定められ、予防費は組合内の有志者から一人三円以内で募集することなどが決められた（『奥羽日日新聞』一八八六年一〇月七日）。一〇戸を単位していることや、患者の発見と通報が決められていることから、衛生組合に準ずる町内組織が組織されたといえる。この時期の地域住民組織は、町および町組という比較的狭い範囲で組織されており、また組長も戸主から選出されていることから、組内部の監督と動員がある程度可能になっていたと考えられる。

（二）衛生組合の設置と町内組合

宮城県は一八九〇年八月の訓令によって、衛生組合の設置を県内市町村に奨励した。しかしのちに、「未ター組合ヲモ設置セサル郡市アルノミナラス、其既ニ設置アルモノト雖モ、概子其名ノミニシテ殆ト実効アルヲ見ス」と指摘されているように、この時は仙台市でも組合は設置されなかった。このため新聞は仙台市をはじめ県下の自治体に対して、衛生について流行時の応急的な措置ではなく、抜本的な対策の確立を求めている（自治体の要務は衛生事業に在り）『奥羽日日新聞』一八九一年八月一四日）。

市が衛生組合設置を進めたのは、コレラが再び猛威をふるった最中の一八九五年九月であった。宮城県が同年四月一九日に訓令十六号「衛生組合設置心得」を公布して衛生組合の設置を再度奨励したことを受けて、仙台市会は「仙台市衛生委員設置規則」を定めて衛生委員を選出すると同時に、この衛生委員を中心に市内の一〇区を単位に衛生組合の設置を決議した。⁽²⁴⁾ 県の心得では、組合の区域について人口密度などにより画一である必要はないが、「一区長ノ受持区ヲ以テ一組トナスヘシ」とされてお⁽²⁵⁾り、それに従ったものと思われる。

遠藤市長は市内の戸主を最寄りの小学校に集めて組合設置を協議すると同時に、区長や衛生委員有志者らとともに衛生組合の概要を議論して「仙台衛生組合規約」を定めた。組合には組合長一名、理事若干名、常議員一〇名宛を置き、組合長と常議員は組合員から互選し、理事は組合長が指名して理事には若干の報酬を支払うこと、役員⁽²⁶⁾の任期は二年間、組合員は一ヶ月三錢以上三〇錢以下を拠出し、その費用および分担額は常議員会の決議に依ることなどが決められている。組合長は事務一切を統括し、理事は組合長の指揮に従って組合内を巡視して組合長を補佐し、常議員は経費の収支予算、経費の徴収方法、その他衛生上の事柄を評決するとされた。

組合の目的は、「隣保相助け各自の健康を保全し、且つ伝染病予防消毒の周到を図る」ことで、「常時衛生」では、演説会・談話会による衛生思想の発達、法令の周知、消毒薬の準備、組合員中の貧困者の救護、上下水の改良、一般清潔法の普及などが役割として規定されている。規約の内容は県の訓令を踏襲している部分も多いが、「伝染病流行時の衛生」の項で、交通遮断の施行などについてより詳細な手続きが定めてある一方、患者隠蔽の防止に関する文言や、隣組および複数の組合の連帯に関する条目などが省略されているといった違いもみられる（『東北日報』一八九五年九月二二日、一三三頁）。

尾崎（二〇〇六）が指摘するように、衛生組合には組合員が自らの労力によって直接的に衛生義務を負担する

面と、組合費を支払ってそうした義務を団体としての組合に委任する面の二つの性格があった。この規約でも、衛生事業における各戸の役割と同時に、組合長など役員が規定されているが、区単位で組合を設置したことで、各戸よりもまず役員となる地域有力者に対して、組合の事業により明確な責任を意識させることが意図されていたのかもしれない。ただし、組合の立ち上げに際して多くの地域住民が寄付金を拠出しており、『東北新聞』と『東北日報』には二、四、六、七、八、一〇区の寄付者名が数回にわたって掲載されている。その金額は一〇銭から三五円であり、地域有力者の寄付額が大きかったことは間違いないが、地域住民も衛生組合の活動に期待を寄せていたのであろう。

各区の組合長など役員の名前は確認できる範囲で（第1表）の通りで、組合長をはじめ役員には医師や地域有力者が就任しており、事務所を設立した組合もあった。準則では常議員は一〇名となっているが、各区によってばらつきがあるほか、四区のように各町に衛生委員を置く場合や、一〇区のように地区を東西に分割する場合など、区ごとの事情によって組織化が行われている。区の広狭や人口の差異、また町間の関係などがその理由であろう。役員の選出について区内部の地区割りなどがあつたかどうかなど不明な点が多いが、常議員は町あるいは町組単位で選出されていたのではないかと思われる。たとえば、一区では常議員会において一〇戸を一組として井戸浚渫を行い、その人員はこの一〇戸より二〇才以上の男子一人以上出し、組合で人夫四名を補助することが決定されているように、一〇戸が基本単位となっていた。行政側は役員の確保や運営上の利便性などを考慮して区ごとに衛生組合を設置したと考えられるが、それだけでは実際に事業が円滑に進まなかったことから、各区内の事情を踏まえた自主的な運営がある程度認めただけであらう。ただし、すべての組合でこうした末端の組織化が行われたわけではなかったと思われる。

第1表 衛生組合の組合長と役員（1895年）

	組合長	主な役職と職業	役員の数構成
1区	小西栄蔵	河原町区長	幹事5名
2区	湯目隆治	金貸商；市会議員、連坊小路区長	理事2名、常議員25名
4区	佐藤助五郎	呉服商	理事3名、常議員17名 1町あるいは数町に衛生委員
5区	遠藤敬止	市収入役；市会議員	常議員15名
6区	佐藤運宜	代言人；県会議員、衆議院議員、市会議員	理事2名、常議員10名
7区	伊澤平蔵	酒造；市会議員、県会議員、貴族院議員	理事5名、常議員24名
8区	金須松三郎	市会議員、貴族院議員	理事長1名、理事3名
10区	小野小平	酒造；市会議員	理事長1名、理事4名、委員長4名 委員36名、区を東西に分割

・3区と9区は不明。

出典：『東北新聞』および『東北日報』による。

市は組合結成後、大清潔法の実施を呼びかけたが、経費負担をめぐって市費にするかあるいは組合費にするかで議論が対立しており、結局各戸の負担となって、極貧者に限定して組合が補助することに決まった（『東北日報』一八九五年一〇月二日）。市は井戸浚渫も含めて組合のインシニアティヴに期待していたようだが、一戸宛三円程度の費用がかかることとされていることから各戸の負担は重く、実際には組合長と理事が視察を行い、「不潔」な場所への消毒薬の散布といった対策（四区）に留まった衛生組合が多かったようである。このように結成当初の衛生組合は従来、市吏員や巡査が行っていた役割を役員が代わりに実施するという状況であった。ただし小西栄蔵（第一区組合長）が、「余組合組織後、草鞋を穿ちて組内千四百三十戸を巡回し仔細に其家宅内を視察するに、右戸数中樋を設けて流水を疏す家は僅々三百戸に足らず」（『東北日報』一八九五年一〇月二日）と語って、樋の材料となる木材を入手するため、全組合共同で官有林の払い下げの出願を提起したように、衛生組合独自の視点からの問題提起も行われており、その活動には組合ごとで温度差があったと思われる。

これまで行政による衛生組合の設置過程を追ってきたが、組合設定の地域単位という問題と関連してひとつ注意しておきたい点として、市会で準則が議決される前後に、いくつかの町で地域有力者を中心に町単位で「私立衛生

組合」を組織する動きがみられたことがある。

最初に組合の組織化が報じられたのは米ヶ袋地区であった。『東北新聞』（一八九五年八月二九日）は、遠藤律（のちに市議員）、中島信成（市収入役、富田盈齡（米ヶ袋区長）など米ヶ袋各町の有力者が協議した結果、人夫を雇用して井戸の浚渫、溝渠と厠の掃除などに着手したことと、衛生組合の立ち上げが検討されていることを報じており、同日の『奥羽日日新聞』はこの私立衛生会の内容について、戸数百戸を四区に区分し一区に委員二名および委員長を置く組織で、評議員が拠出した百円で人夫三〇名を雇用し、溝渠の大掃除などを行ったのち、一区に人夫五人を常雇用して清潔法を実施し一軒に石灰一合を配付する予定であるとしている。米ヶ袋地区は以前から相互扶助意識の高い地区という評判があり（『奥羽日日新聞』一八八四年七月二日）、これまでの社会関係の蓄積と救済の経験が危機に直面した地域社会を救う積極的な動きにつながったと推測される。

その後衛生組合の設置が報じられた地区には、大町五丁目、新傳馬町、元寺小路、田町などがある。大町五丁目の場合、区長であった佐々木重兵衛を発起人として有志者により議論がなされた結果、常務委員の選出と「虎病予防概則」の整備が決められ、予防事務所の設置、各戸への予防消毒薬の配付、毎日四名宛での町内の巡回と人夫による不潔個所の掃除、診察料の組合負担、交通遮断中の患者の家族への食事給与などが計画されている。前述のように、一八八二年にも大町五丁目は佐々木を中心に予防に取り組んでおり、藩政期以来の仙台の中心街で富裕層が比較的多かったことも、こうした活動につながったのであろう。

また新傳馬町の場合、開業医の伊藤榕斎らが中心となって町内衛生組合を設置して飲料水の改良などが進められた。元寺小路では組合長に選ばれた佐藤運宜らが、町民からの寄付（二〇〇円余）を活用して、石炭酸や石灰を購入すると同時に人夫を雇用して清潔法の実施を進めており、荒町でも有志家による石炭酸や消毒器などの購

入、貧民への薬の施与などが報じられている。これ以外では大町一、二、三丁目、南町、国分町、肴町、立町なども組合の設置が協議されたようである（『奥羽日日新聞』一八九五年九月六日など）。

これらの組合は、地域の名望家や有力者らが町民、特に窮民を救済して地域社会の動揺を抑えることを意図して組織したものであり、応急的な側面が強かったと考えられる。したがって、米価高騰の際に施米用の寄付金を拠出することと同様に、従来の都市社会の支配秩序を反映したものであり、住民自身による自発的活動を促そうとした行政による衛生組合とは、部分的に性格を異にするものであったといえる。

さらにこの経験を契機にしていくつかの町で町内組合が組織された。まず新傳馬町が翌年一月に「共（協）同組合」を結成しており、町長には伊藤榕齋が選出された（『奥羽日日新聞』一八九六年一月八日）。参考までに組合規約を挙げておく（『東北日報』一八九六年六月七日）。

第一条 本組合は共同の利益を図り、各自治の団結を為し町内基礎を鞏固にするを目的とす

第二条 本組合は新傳馬町々並五戸を以て一組とす、組長一名を置き常議員とす

第三条 本組合は新傳馬町協同組合と称し六十一番地に置く

第四条 本組合役員左の如し

町長一名 理事七名 常議員十七名

第五条 町長は町内にて選挙し常議員は組合中にて互選し理事は町長の指名を以て定む、但し役員は名誉職無報酬とす

第六条 役員任期は満一ヶ年とす、但し再選せらるゝことを得

第七条 本組合に於て施行すべき事件概略左の如し

総て町内の公利公益は会議の上定む、議決の結果は組長より各戸に報告するものとする
年二回已上親睦会を開き町内を統一鞏固ならしむること

町内疾病に罹りたる貧困者あるときは救護する事

町内衛生上の注意を与へ衛生思想の發達を謀る事

町内家主に於て貸家等の節は借受人に規約を示し遵守せしむる理^(事)

第八条 町長は組合内一切の事務を総轄し 事を監督し規約を実行することを掌り、理事は町長を補佐し諸

般の事務を処理する

第九条 常議員は町長の招集に応じ町内一般の公共に関する事件を評決す

第十条 本組規約は互に相守り違約せざることを誓ふへし、若し違背する者は常議委員会の決議を以て町

内交際を禁止することあるへし

第十一条 本組合の費用は有志の寄付を以てするものとす

第十二条 以上を本組合の規約□雖とも常議員会議の上訂正増補することあるへし

第二条にみられるように「五人組」的な組織を模しており、家主を通して借家人にも規約の遵守が求められていることや違反者に対して町内の交際禁止を科すこと、費用は有力者の寄付とすることなどから、家持層のみならず借家層も含み込みながら、町秩序の維持と業務の円滑な遂行を目指すことが再確認されている。

このほか、一八九八年二月に元寺小路（組合長は佐藤運宜）、同年一二月に国分町一丁目（組合長は毛利清右衛門、市會議員）で、それぞれ「町内一致」や「相互扶助」を目的とした共同組合が組織された。前者の場合、組合事業の一環として町内に電灯を架設し、その資金に町内の屎尿汲取代金を充てることが決められており、寄

付金以外では尿尿代金が町の重要な経済基盤のひとつであったことがうかがえる（『仙台新聞』一八九八年二月四日）。町内（組合）は、日常的な活動のほかに祭礼や軍の奉迎といった場面でも役割を果たしており、行政の補助と自治的活動の両面で一定の機能を維持し続けたと考えられる。

地域有力者らによって「下から」の地域住民組織が結成された背景には、区長制度（区に基づく衛生組合）と市会によって選任される区長に対する不満があったのではないだろうか。その主な理由は、区制度によってこれまでの町の機能と位置づけが変化したこと、また区長は行政と地域社会をつなぐ立場にありながら、市会で選任されるため、市会内部の政派对立に巻き込まれていたことである（長谷部、二〇〇二、二一〇〇四）。市会開設当初から、中心会および抱一館と同志会の間で対立があり、たとえば、一八九〇年米価が高騰して社会が不穏な状況に直面した時でさえ、「甚だしきは区長を綽名して撰挙区長と嘲けるもありと云ふ、何となれば是等の区長は国會議員県會議員等の撰挙の際には只管必死となりて東奔西走すれども、され之を取除ては平素の怠慢放任実に驚くべきの有様なるが故に」（「区長の責任職務」『奥羽日日新聞』一八九〇年八月二八日）と酷評される状況があり、こうした区制度の機能不全が町内組合の結成の一因であったと推測される⁽²⁸⁾。ただし、政治上の対立は町と町、さらに町内部にも持ち込まれており、地域住民の相互関係もそれと無縁ではなかった。なお一八九六年三月の市会で、経費の節約を理由にして区長を全廃し、四月から各区に市役所吏員を配置する制度改編が行われたが、衛生組合はそのまま存続しており同年一〇月にはいくつかの衛生組合で役員改選も実施されている。

（三）衛生組合の再編

一八九七年九月一三日に樺山資雄宮城県知事は、「伝染病予防法」制定を踏まえて「衛生組合設置規則」（県令

第三九号)を公布した。⁽²⁹⁾市はこれに基づいて従来の衛生組合を廃止し、新たに設置し直すことを決めた(『河北新報』一八九七年九月二日)。

遠藤市長は新たな組合の設置区域について、旧五区に属していた東三番丁と南町十一番地を二区に編入する変更を加えた以外は、従来の一〇区を継続することにした。⁽³⁰⁾しかし市会ではいくつかの異論が出されている。第一は、従来の衛生組合が二年間清潔法以外に目立った事業を実施してこなかったという、事業の内容に関わる疑問である。第二は、衛生思想の普及を考えると、区単位では広すぎて効果が期待できないため、できるだけ町ごとに組合を設置すべきであるという見解である。設置単位について市議員の間でもその効力を疑問視する声が上がっていたわけだが、人材や補助費などの関係から町ごとの設置は難しかったと考えられる。最後は、「従来の如き不同不規律の慣習を改め、市長の嚴重なる監督の下一致団結的の動作を奨励する」必要があるという意見である(『東北新聞』一八九七年九月三日)。従来の組合は、組合ごとの自立的性格が強く、また地域有力者と住民に衛生一般の事業を負担させるという側面もあって、それぞれの組合の事情を考慮せざるを得なかったが、地域社会と行政の関係を再編し、事業の統一化を一層進めて、行政の補助機関としての役割を高めることが求められるようになったのである。

市の新たな衛生組合規約草案では、組合の役員は組合長一名、幹事五名以内、商議員三十名以内、事務員三名以内で、役員の任期は二年間、商議員までは無償の名譽職であった。区内部の組織について規定はないが、従来の組合でも想定されたように、商議員を中心に町あるいはそれよりも下位を単位とした組織づくりが行われていたと思われる。事務員には一年間で五〇〇円以内の報酬を給付するとされており、事務員の雇用によって組合の「団体化」がより進められたといえる(尾崎、二〇〇六)。

各衛生組合の新たな役員を見ると、これまで何らかの役員に従事してきた人物が選ばれているものの、組合長で二年前の人物と同一のケースは二区の湯目隆治と四区の佐藤助五郎だけであとは交代している（第2表）。後述するように従来の衛生組合のあり方に対して組合員が不信を感じていた区もあり、それが組合長の選挙に影響を及ぼした可能性はある。

今回の規約案では、従来の規約にあった「常時衛生」と「伝染病流行時の衛生」の内容がより詳細に規定されたほかに、「患家の守るべき事項」が新たに加えられた。吏員の指示を受けるまで死亡者、患者、家族は移動しないことなど、指示を遵守することが求められると同時に、家族の役割が強調される内容になっている。また伝染病流行時の衛生について、「隠蔽患者又は医治を受けざる患者ある事を見聞したる時は、直ちに幹事又は事務員組合長に通知するか、若しくは予て設くる投書函に投書する事」が定められており（『東北新聞』一八九七年一〇月一日）、こうした規定の一部は実際に各戸に配付された「伝染病予防注意書」^①などにも盛り込まれている。

次に組合費の負担に関して、県の設置規則によると、経費は補助金、組合費、寄付（金、労力、物品）に拠るものとされていた。そして組合費について、遠藤市長は県税戸数割付加等級によって一円一円から七等一〇銭に区分し、^② 例外として資産や収入が特に減少した組合員については減額を、また赤

第2表 衛生組合の役員（1897年）

	組合長（職業・主な役職）	幹 事	商議員
1区	針生安次郎（乾物商・市会議員）	小林八郎右衛門、小西栄蔵、西方豊治、高橋良吉、菊地欽吉	30
2区	湯目隆治（市会議員・区長）	桜田周、菊地純一郎、加藤其温、樋口光明、寺木定芳	-
3区	遠藤律（市会議員）	武田市次郎、富田盈齡、富田春之進、村上常喜、佐藤行治	30
4区	佐藤助五郎（呉服商）	角田林兵衛、小西儀助、吉岡庄五郎、菊地敦英、横山均	30
6区	松本俊寿（医師・市会議員）	佐藤列之佐、伊藤清慎、小野良壽計、馬場昇、桐ヶ窪福蔵	30
7区	戸澤精一郎（市会議員）	早井亜幹、菅野守人、増澤朋重、伊澤平蔵、日野伯	-
8区	草刈親明（衆議院議員）	岩崎総十郎、小野平一郎、丹野六兵衛、堀田熊之輔、渡辺勇作	30
9区	天江勘兵衛（酒造）	豊島蘭室、後藤長平、沼澤健治、大平一之、守口牧三郎	22

・5区と10区は不明。

出典：『東北新聞』および『日本全国商工人名録』（1898）による。

貧者については負担免除を、組合長が幹事会の評決を得て行うことができるとする案を組合役員に提案した（『東北新聞』一八九七年一〇月二十九日）。

これに対して第六区衛生組合から、組合費、諸雑費と役員費の徴収などに応じない者の処分に関する質問が提出された。その内容は、市の新たな規約の「第一条 本組合は組合員にして此規約に背く者あるときは過怠金として金二円以下を徴収することを得」について、これに従わない者が出た場合、組合長が市長と稟議して処分を下すべきか、または告訴するべきか、というものであった。これに対して「ある筋」から、「衛生組合設置規則」（県令第三十九号）の「第八条 衛生組合ハ其規約ヲ遵守セサル者ヨリ相当ノ過怠金ヲ徴収スルノ規定ヲ設クルコトヲ得」の明文は、規定を設けることができるだけであつて、他の公法に過怠金を徴収できるという規定がないため、違反者が出た場合は商議員の評決によつて過怠金を科すか、あるいは民事訴訟を提起することができるという回答が為されている（『仙台新聞』一八九七年二月二二日）。

この問題は「伝染病予防法」の規定のみに基づくため、衛生組合の法的位置が明確でないことに理由があり、組合の事業の展開に大きな影響を与える問題であつた。実際、従来の衛生組合の経費徴収と事業に対して、組合員のなかに次のような不信が募つていたこともあり、第六区から質問が出たのであろう。その不信とは、「従来に於ける衛生組合に於ては、其組合区内の各戸より費用を徴収したるにも拘らず、曾て組合員の總會を開きしことなく、又収入支出の決算報告をなしたることなきより、市民は何れも悪感情を懐き、今後組合費等の徴収せらるゝことあるも之を出すまじ、又組合に於て施行すべき丈の事業は各戸適宜に施行すべしと団結をなし居る場所へあるに至りし由」（『衛生組合と市民の感情』『東北新聞』一八九七年一〇月五日）というもので、組合への非協力、さらにそれ自体を否定する動きにつながりかねない状況が生じていたのである。

おそらくこうした問題を抱え、また団体としての性格を強化するために、従来の規則にはなかった総会開催に
関して、新たな規約では「第十一条 本組合は毎年一回必ず総会を開く」とされ、総会では施行した事務の大意
と収支決算報告が求められるようになったのであろう。ただし、それは必ずしも実行されなかった場合もあった
ようで、「当市内の各衛生組合は経費こそ当たり前前に徴収し居るとなれども、如何なる事業を為し居るものやら
更に目に留るものなく、加えるに総会を開きて経費の決算報告を為したるとあるを聞かざれば、組合の経費とし
て徴収される金額は役員杯の腹を肥しに止まるものではあるまいかと疑念を抱き居るものもあるも尤もの次第、故
に少し真面目にやって貰いたきものなりと、小言を云うもの多し」（『東北新聞』一八九九年三月二日）という不満
が続いており、第八区衛生組合では役員らが小野平一郎組合長に対して、組合員に支出報告を求める事態に発展
している（『東北新聞』一九〇一年六月二日）。

新たな衛生組合は設置単位や経費負担をめぐって問題を抱えていたが、時にその目的を越えて活動することも
あった。ここである出来事を通して、当該期の衛生組合の位置を別の側面から考えてみたい。それは一八九八年
一二月から翌年にかけて発生した下水工事をめぐる紛争である（仙台市役所、一九三七）。紛争の経過は以下の
ようであった。まず市長から提案された下水及上水工事設計案をめぐって市会で激しい議論となり、下水工事の
起工だけが可決された。市は中島銳治（仙台出身、のち東京帝大教授）に設計を依頼し、市を二三区画に分割し
て工事を進める計画が立案されたが、この案をめぐって排水口の位置、軍隊通行の障害、県税補助が不透明な段
階で巨額の資金が必要になることなどを理由に、一部の市会議員から工事延期を求める声が上がった。市長は工
事の請負入札を執行するが、伊澤平蔵参事会員らが辞表を提出する騒ぎに発展する（『東北新聞』一八九八年二月
八日）。さらに、大町通りを掘削され工事中の休業も余儀なくされる大町の住民が反対運動に立ち上がり、市役

所に敷地を寄付して排水路の変更を求める案を市長に提出した。市長が最終的にこの提案を飲まなかったため、市議員は市会において大町の提案を建議し、この変更案を市参事会が発案することで混乱はひとまず落ち着いたかにみえた（『東北新聞』一八九八年二月一八日号外）。

しかし衛生組合の介入により事態は再度紛糾する。中目齋、松本俊壽、高橋甲蔵の三名の医師が発起人となって開催された衛生組合評議会の席上で、当局者の設計と大町有志者の請願を比べた場合、今後の工事にも影響が出る事が予想されることから、衛生組合の役員としては大町有志者の請願を退けるべきとの意見が大勢を占め、大町へ請願撤回を求めると同時に、市参事会へ反対の希望を述べ、さらに大日本私立衛生会宮城支会にも賛同を求めることを決定したのである（『河北新報』一八九八年二月二四日）。

この衛生組合の動きは複数の反発を招いた。第一は市会議員からの反発で、組合事業以外のことに関与し、とりわけ市会の権利に踏み込むのは「途方もなき了見違え」（『河北新報』一八九八年二月二五日）であるという批判である。第二は請願者である大町有志者の怒りである。第三は衛生組合役員自身からの批判で、通常は各組合で意見を決め、その後聯合会を開催する手順であるので、この評議（聯合）会は正式の会ではなく有志の会にすぎないというものである³³⁾。また役員のなかにもこの問題は権限外であるとして、評議会を退席した役員もいた。その後も一部の組合役員は積極的に運動したが、運動は広がらず宮城支会も中立の立場を取り、翌年一月に大町の変更案が市会で承認されることで問題はようやく決着をみた。

以上のように、衛生組合は下水という衛生事業に最も重要な工事に提言と介入を試みたが、その行動は多くの人々に越権行為と受け止められた。衛生組合はあくまでも行政の補助的組織であり、市会にとってそれ以上の活動は予想外のことであった。また組合員には各衛生組合の独立性が意識されており、相互の関係はそれほど強い

ものではなかったと思われ、こうした組合の位置がその主張を脆弱なものにしたのであろう。

なお衛生組合の代表として動いた小野平一郎、後藤長平、佐藤三之助らの市会議員は、『河北新報』では市長派（自由派）と目されており、市長を支援するための手段として衛生組合を利用した可能性がある。当時市会では自由派と進歩派が対立するようになっており、この問題も市長派と大町派という対立にとどまらない面があった。区は各党派・政党の抗争の場となったが、同じ区を単位としながらも、区長とは異なり組合長が組合員によって選出される衛生組合の場合はどうだったのかについて、この事例からだけでは判断がつかないため、今後の検討課題としたい。

（四）「聯合衛生組合」の結成

さまざまな問題を抱えていた衛生組合は一九〇五年に部分的に再編された。「聯合衛生組合」が設立されたのである。当時は日露戦争中で、奉天占領時に約八三〇〇人の市民が提灯行列に参加するなど、数度にわたり各町が連合して祝捷会などを開催し、奉迎の準備も進んでいたが、ロシア人俘虜の移送と兵卒の帰還、多くの外来者の流入などによって、一八九五年のコレラ流行の再燃といった伝染病への懸念も高まっていた。

その懸念は早くも三月末に現実となる。貨物列車で到着した俘虜から赤痢患者が発見されたのである。ただちに県の衛生課長と技手、警部長が停車場の出張消毒法を実施して俘虜との接触を避けるように呼びかけ、早川智寛仙台市長も市民向けに赤痢病予防の注意を發した。そして四月十一日に衛生組合長協議会が市役所で開催され、聯合衛生組合事務所を設置して伝染病予防を行うことが決定された。⁽³⁴⁾五月に入って市役所内に事務所が開設され、衛生組合同常時衛生の各事項、八種伝染病患者の消毒其隣家の予防注意、清潔及び掃除の持続的注意を取

り扱うことが決められ、評議員には池田勘兵衛（葉種商、市会議員、二日町）、小野平一郎、戸沢精一郎（市参事会員）、豊島蘭室（市会議員）、伊藤榕斎、松田新兵衛（呉服商、大町）、佐藤列之佐（搾乳業）、桜出三六、大塚米吉、鈴木彌太郎の合計一〇名が推薦されており、各組合から一名ずつ選出されたものと思われる（『東北新聞』一九〇五年四月一五日）。

早川市長は、五月二〇日に発した悪疫予防の諭告のなかで、「仙台十箇衛生組合の如き亦其施設の一にして、爾来数年間各其職とする処を勤めたり雖も未だ聯合の機会を得ず、為に相互に計画する処往々連絡を欠き実施する処亦相異なる故に、一朝悪疫の侵入するや一致合同以てその防遏に衝るを難しとせり、依て当職は曩に十箇区衛生組合長を会し熟議協定、結局本年度に於て施行すべき事項に付き全組合の聯合実施を決議し、既に事務所を開設して各区委員日々其事務を執掌するに至れり」（『河北新報』一九〇五年五月二日）と説明しており、指揮系統の整理や事業の統一を意図して組合の連合化が進められたのである。これまでも衛生組合長協議会（評議会）があり、個別の組合で対応できない問題が発生した際などに開催されていたが、あくまでも各組合での意思決定が重視されていた。前述したように、一八九七年の衛生組合再編の際に市会で指摘されていた課題が、銃後という社会状況のなかで実現されることになったといえる。

聯合衛生組合の活動であるが、六月に東京周辺でペスト病が流行した際、その伝播を懸念した田辺輝実知事は、ペスト予防訓令として、「一 貧民部、木賃宿、貨物集散場付近其他必要と認むる部分には時々検疫的視察を厳行し、疑はしき患者あるときは市町村医師を派遣して検診せしむる事、二 専ら捕鼠を督励する事、三 其他予防上必要と認むる事項」を發布した（『東北新聞』一九〇五年六月二〇日）。衛生聯合組合は各戸にこの訓令を通知し、さらに衛生の注意書を配布する予定で、そこにはペスト予防方法として鼠狩の励行と、疑わしい患者を衛生組合

に通知する旨が記されることになっていた。しかし、その後伝染病の大きな流行が起きなかつたこともあり、聯合衛生組合が組織されたことで、市の衛生行政にいかなる改善が図られたかはよくわからない。

ところで、市が聯合衛生組合を企図したのはこの時が最初ではなかつた。二年前の一九〇三年七月二二日の衛生組合長会議で聯合組合の組織化が議論され、次のような設置案が可決されていた（『東北新聞』一九〇三年七月二四日）。

第一条 衛生組合事業の發達を図る為め、各組合を聯合し画一方法を設け、組合事務を拡張すること

第二条 各衛生組合聯合事務所を市役所内に設置すること

第三条 聯合事務所は常設委員を置き、各組合各戸に就き明治三十年県令第三十九号衛生組合設置規則に依り常時衛生を奨励すること

第四条 聯合組合は各組合経費徴収方法を一定し、其事務に関し一切の責に任ずること

第五条 聯合組合に左の役員を置く

(一) 幹事三名 (二) 衛生委員五名 (三) 会計係一名 (四) 徴収係十名

(五) 書記若干名

第六条 徴収係の徴収したる金員は其組合事務所へ即日収納すること

第七条 聯合組合の経費は市税補助金を以て之れに充つること、但不足を生じたときは各組合収入金額に応じ之を分担すること

前述の早川市長の言にあるように、市は伝染病流行に際しても各組合の歩調が合わず、運用がばらばらである状態に危機感をもっており、活動の一体化を進める必要性を感じていた（仙台市役所編、一九〇八）。しかしこの時に聯合組合は実現しなかつた。組合長は各組合で賛成を得ようとしたが、組合評議員などから強い反対の声

が上がったのである。その主な反対理由は、区ごとに事情が異なるので経費の均一化は難しいという点であった。各地区の有力者にとって、本来行政が行うべき仕事を負担しているという認識があつたのに加えて、それが解消されるどころか、地区ごとの事情が考慮されなくなる可能性に対して不満があり、経費徴収を含めて各組合の事務を統合することには根強い反対があつた。

このため組織を全面的に再編し、全市を一区に統一して市長を組合長にする案ならば賛成するが、市長や市役所はそれを承認しないだろうという意見も出されている（『東北新聞』一九〇三年八月一三日）。これは各組合の経費を市が負担するということであり、市側も各地区の有力者に依存する状況であつたことから、一体的な活動を強制的に推し進めるだけの力はなかつたのであろう。地域有力者をはじめとして住民の一人一人が衛生事業に携わる「主体」となる過程は時間を要するものであつたと思われる。

（五）衛生組合の作用

これまで触れてきたように、行政は地域社会との緊張関係のなかで衛生組合に衛生事業の一部を担わせ、またその事業をより実質的なものとするために強化を図ろうとしてきた。ただしその過程は、衛生組合の法的位置のほか、設置の範疇、行政と組合との連携不足、地域有力者の不満、組合員の不信感など地域内部で諸矛盾を抱えており、戦争など外部からの影響によって再編が進んだ側面があつたといえる。それでは組合の活動は人々の意識や態度に何をもたらした（もたらさなかつた）のだろうか。ここで一九〇一年秋に宮城県と岩手県で行われた陸軍特別大演習の事例を通して、衛生組合の活動の一端と、それが都市社会に及ぼした作用を考えてみることにしたい。

当初九州地方で予定されていた陸軍の秋季特別大演習が東北地方での開催に変更されたのは、同年二月のことであった。奥羽日日新聞は三月に「大演習準備」という連載記事を掲載しており、道路の修繕、家屋の修理、衛生上の注意など問題を指摘して、外部の人々が「此仙台なるものを批評的に世の中に紹介するに相違ない」ので、挙市一致で清潔と奇麗を保つことを呼び掛けている（『奥羽日日新聞』一九〇一年三月一七日）。ちなみに「市民全般が自から望んで宿舎を軍隊に供する様にならねばならぬ」と述べられているように、軍によって自宅を宿舎として徴発されることは恥とされていることから、市民の演習に対する非協力的な態度が危惧されていたことがあったのだろう。大演習は市に富をもたらすと同時に、多くの負担を伴うものでもあった。

当時、衛生事業について市民のあいだに別の不満があったことも問題を複雑にしていたと思われる。その不満とは前年の「汚物処理法」の施行にともなう掃除方法の変更であった。市役所では市内を五区に区分して塵芥の収集を実施することにし、業者の競争入札を行ったが、入札者がいなかったため、複数の業者と随意契約を結んだ。しかし、周窮院の掃除夫らが街路を掃除し、各戸の塵芥を収集していた従来の方法と比べると、汚物運搬に従事する人夫の数が減少し、また監督の目が行き届いていない状況に対して市の怠慢を指摘する声が上がっていたのである。この問題に衛生組合がどのように関与したかはわからないが、市街の状況について住民の行政に対する不満が高まっていたことは確かであり、それは清潔法の実施などに微妙な影響を及ぼしたように考えられる。

また避病院についても、早坂哲郎助役が「避的投棄の不完全な故」、市民が入院を厭い患者隠蔽を生んでいることから、病舎の改良が必要であると述べており、その施設はまだ不十分なままであった（『東北新聞』一九〇一年六月一九日）。このように市の衛生をめぐる諸事業は不十分さを抱えており、それゆえに衛生組合の活動に期待しなければならぬ状況があったといえるかもしれない。

五月七日に里見良頭市長は衛生組合長と衛生委員を集めて、衛生組合長協議会を開催した。その席で里見は、「本年秋に於て第二第八両師団の大演習を挙行せらるゝやの聞えあり、而して其の集合中点は当市なるが如し、此場合に際し万一伝染病流行の爲めに該集合中点を他に移さるゝが如き事なき様力めざるべからず」と述べて、春期清潔法を実施できなかった場所の確認、施行済の家に対する持続的な注意の喚起、貧家や婦女子のみの家の掃除と溝渠・下水溜の浚渫に対する衛生組合の補助（人夫の提供）、塵芥容器の置き場所の注意、側溝への土砂流入と臭気発散への注意などの諸事項について、住民に周知させるため組合ごとに通俗衛生懇話会の開催を求めている（『東北新聞』一九〇一年五月八日）。また県の「伝染病予防委員衛生組合役員指示事項」⁽³⁵⁾でも、受持地区を一週間に一回以上巡視して、清潔法の持続、飲料水の検査、疑似患者の調査と医師への診断要請、衛生講話会の勧誘、衛生思想の喚起などが指示されており、衛生組合役員に対してより厳格な職務の履行が期待されたのであった。その後、六月に仙台検疫事務所が停車場と偕行社周辺を中心に市内を四区に区分して、伝染病患者の有無を査察する検疫委員四名を選出したほか、先岳院（東六番丁）が臨時の隔離所として準備されるなど、大演習の準備は粛々と整えられていったはずであった。

しかし、六月以降県内で赤痢が蔓延するという事態が生じる。八月に小野田元熙知事は検疫官・検疫委員会議を開催して対応を協議し、特に患者隠蔽の手段が狡猾になっていること（糞便を床下に隠したり、患者を天井裏や土蔵押入れに隠すなど）から、不在中の家族に対しても十分に注意することなどを確認し、食物の摂取に注意を求める自衛の要項（告諭第七号）を公布するなどの対策を取った。市内でも赤痢患者が増加したことから、里見市長も衛生組合長等を市会議事堂に集めて赤痢病予防法などについて協議し、各組合は「赤痢予防法心得」を組合内に配布した。さらに直前の一〇月になって腸チフス患者が発生したことから、里見市長は衛生組合長に血

清の準備など一層の注意を傳達する事態となり、特に行在所の所在地となつた第八区衛生組合、および巡幸の道筋に当たつた第四区衛生組合は、共同の服装を準備して溝渠や道路の掃除に尽力している（『東北新聞』一九〇一年一月二〇日）。

こうして紆余曲折を経ながらも大演習は終了したが、それではこの間の衛生組合の活動はどのように評価されていたのだろうか。一方は組合活動の停滞を嘆く議論である。たとえば、「既設の衛生組合の如き、蓋し公私衛生の機関としては最も有効なるべき性質のものたり、然れども吾人の再三論ずる如く、組合の主管者其人を得ざるに依るか、將た監督官庁の冷淡なるに依るか、又は組合員一般の頑迷なるに依るか、兎に角殆んど有名無実にして何等の施設する処なきは概はしき次第と云ふべし」（『衛生組合』『河北新報』一九〇一年七月五日）などがその代表的意見で、組合は種痘と大掃除以外の事業を実施していないどころか、この二事業でさえ格別な働きをしていないと酷評されている。また「当局者が形式に流れずして実行を専らとし、県民亦自ら進みて防疫に尽力せんとを切望して已まざるなり」（『防疫上の不備と患者隠蔽の悪徳』『東北新聞』一九〇一年八月六日）というように、行政を含めた対応が表面的なつじつま合わせになりがち状況にも批判が向けられている。行政、地域有力者、住民を鼓舞する意味もあつたのだろうが、行政の補助機関として衛生組合は組長と組合員ともに十分な機能を果たしていないと判断される状況があつたと思われる。

他方は、組合などによる活動を通して、住民の意識やふるまいにある変化が生じているという指摘である。大掃除とその後の検査の様子に触れた記事で、「官署の督促を俟たず進んで清潔の大掃除に従ひ、其検査を俟つの有様なりしを以て、検査吏員等は案外其勞を感じざりしと云ふ、又床板縁板等を剥し掃除を為せし戸数は九分通に及び、尚貧困又は婦女子のみの故を以て、衛生組合に於て人夫を出し消毒の清潔大掃除を施行せし戸数は一千

戸余なるが、一般の感情甚だ宜しく、不潔の場所及び伝染病疑似患者の発生を知るときは、其隣家等より密告するに至りしと云ふ、以て仙台市民衛生思想の発達如何を察するに足るべきか」〔清潔規程及大掃除実施の結果〕『東北新聞』一九〇一年六月五日」というように、衛生事業に積極的に協力する住民の姿が報じられている。ただしその後も患者隠蔽などが繰り返され、問題視されていることから、この記述を鵜呑みにすることはもちろんでない。しかし、一部の地区では衛生組合が規程に則って清潔法を行い、衛生思想という名の下で清掃の施行および密告という「相互監視」も含めて、住民の規律化が進みつつあったのかもしれない。こうした変化をもたらした背景として、大演習という通常とは異なる社会状況と都市間の競争があったことも確かであろう。ある当局者は、仙台市での赤痢流行に便乗して岩手県の有志が行在所の移設運動に着手したという伝聞や、巡幸の見合わせという風説が喧伝されたことよって、官民の共同関係が強化され伝染病の撲滅が可能になったと指摘している（『河北新報』一九〇一年九月三日）。伝染病への恐れと大演習に伴う動員に加えて、都市間競争に置かれることで、仙台市の一員としての意識と自覚が、「下層社会」まで浸透する感覚の下地が一時的とはいえできたのではないだろうか。

さて四年後の一九〇五年八月に上述のように聯合衛生組合が組織され、市内の防疫が通常よりも厳格に実施された。その際に「貧民長屋」は、「今より八、九年前までは伝染患者が発生したとさい聞けば、貧民長屋に限ったもの、如く思ひ、勿論初発の患者と云ふものは貧民長屋より多く出でしものなるが、然るに近年市内の貧民巢窟に凡ての伝染病患者皆無の姿となりたるは、取も直さず清潔の大掃除を励行したると同時に、衛生係の吏員等が第一着に貧民巢窟に臨み示達に説諭に努め尽したる結果、彼等は遂に衛生の重んじべきものなることを悟り、掃除は云ふに及ばず平常の飲食物の如き一ヶ年中殆んど一定し居りて、中等以上のものよりも注意怠らざるに至り

しが為めなるべしと云ふ」〔貧民長屋と伝染病〕『東北新聞』一九〇五年八月七日と記述されている。ここで「貧民」は、衛生という新たなシステムを受容し、実践する主体になりつつあると評価されており、そうした状況が生まれていたのかもしれない。ただし、「貧民」という表象は、「中等社会」に反省と覚醒を促し、衛生事業の「勝利」を喧伝するための役割を付与されている。「貧民」は社会をその基盤から支える存在でありながらも、伝染病という危機を通して社会の一体性を維持するために必要な「外部」として表象されているのである。

(六) 大日本私立衛生会宮城支会

大日本私立衛生会は、周知のように衛生思想の普及などを目指して一八八三年に組織された。ここでは初期の宮城支会の動向をみることにしよう。宮城支会は一八八三年に設立され、翌年二月に第一回常会が宮城県会議事堂で開催された。前述したように、すでに仙台区の医師らが結成した私立衛生会（共同衛生会）があり、支会はそれを基にして出発した。当初の会員は八〇名ほどで、この常会には仙台鎮台の軍医も臨席して計二〇〇名ほどが集まり、支会長に松平正直宮城県知事、副会長に中目齋が選ばれて支会規則などが議論されている（『大日本私立衛生会雑誌』一〇号、一八八四年、『奥羽日日新聞』一八八四年二月二日）。事務所は当初定禪寺槽丁に置かれ、のちに大仏前に移転した。その後、同年五月の常会で厨房の改良に関する衛生演説会が、また翌一八八五年四月には当時内務省技師であった後藤新平の衛生講演がそれぞれ開催されており、衛生思想の普及を目指して着実な活動が始まっている。特に一八九一年一月に仙台市を訪問した長与専斎は、県会議事堂で四〇〇名余の聴衆を前に衛生演説を行い、そこで下水改良について衛生会大阪支会が市会に強く働きかけた結果、予算が承認され工事が行われた事例を紹介して、宮城支会でも今後同様の活動を希望すると述べた（『東北毎日新聞』一八九一年一月七日）。

長与は鈴木亦人らの案内で横細丁や立町、肴町の溝渠を視察しており、その後も下水道などの改良に対して何らかの示唆を与えていたようである（『当市の衛生問題』『東北新聞』一八九三年七月一六日）。

この時期の宮城支会にとって最大の出来事は、一八九二年七月二二、二三日の両日に東四番丁の仙台座で大日本私立衛生会第十次総会が開催されたことであろう。私立衛生会の総会は当初年に一度東京で開催されていたが、「衛生ノ機関ハ全国ヲ通シテ脉絡ヲ貫通スルノ必要アルヲ以テ、漸次全国枢要ノ地ニ於テ之ヲ挙行スル議ヲ定メ」（大日本私立衛生会編、一八九五）という方針によって東京以外での開催がはじまり、仙台開催は一八九〇年の大阪に次いで二度目のことであった。

船越衛会長と遠藤庸治副会長、および中目齋、鈴木亦人、伊藤清次郎（仙台市参事会員）、木村達（第二師団衛戍病院長）、梅若誠太郎（宮城県参事官）、国分行道（仙台市会議長）、山形仲芸（第二高等中学校医学部主事）、鈴木景猷（宮城県属）の各委員を中心に開催準備が進められ、資金は伊澤平蔵（酒造、上杉山通）、八木久兵衛（綿糸商、大町四丁目）、藤崎三郎助など市内の豪商たちを中心とした寄付によって賄われた。総会には山田顕義会頭はじめ多くの関係者が出席しており、国分町での衛生参考品展覧会の開催、宮城病院の見学、衛戍病院と師団兵舎の見学、松島觀光なども行われて、二日間の聴講者は五〇〇〇人を上回るほどの盛会であった。

遠藤が総会の祝詞のなかで、「豈仙台は大坂と東西対峙の要地と認められたるにあらざるなきを得んや、我地方支会も亦此意を体し愈此道の為めに尽力すべきのみ」（『大日本私立衛生会雑誌』一一一号、一八九二年）と語っているように、名古屋（一八九三年）や京都（一八九四年）に先じた仙台開催は、宮城県における衛生思想の普及よりもむしろ、地域名望家たちが東北地方の中心としてのみならず、六大都市との関係で仙台市の位置や役割を考えようとするような、都市発展の「自画像」を意識する機会になったといえるかもしれない。³⁹⁾

総会開催をきっかけに、藤沢幾之輔や村松亀一郎らの進歩党系議員が入会するなど会員数も増加したが、これ以後の支会の活動は一言で言えば停滞であり、会の存続が議論されるような状況が続いている。発会から四年後の一八八八年六月八日に行われた臨時総会に際して、松平会長は「当会従来の有様は萎靡不振の極に達したる有様ゆえ、今后当会を継続せしめんと欲せば、是非とも奮励振興の気概なかる可らず。諸君にして若し従来の不振に甘んぜば、断然解会するも不可なからん。就いては先づ支会を継続するや否を議すへし」(『奥羽日日新聞』一八八八年六月一〇日)と述べて、会の継続を全員で確認したのち議事に入るといふ状態であった。その際に開催された後藤新平の通俗衛生演説には、三〇〇〇人余りの聴衆(そのうち三分の一が女性であったという)が集まったが、会員たる地域名望家の多くは衛生思想の普及に熱心とは言えなかつたのである。

また一八九八年一〇月の支部総会で挨拶に立った遠藤庸治は、「同会の設立は明治十六年にして翌年の成立なり、然るに従来種々の事情ありて同会の効果を得る能はざりしが、時世の変遷は日に月に衛生思想を發達せしめ、従て諸事錯綜と共に又伝染病の流行し来り、以て同支会の空夢に伏しあるを振起する様に立至りたり」(『河北新報』一八九八年一〇月二日)と述べ、八月に赴任した千頭清臣知事らの賛同を得て総会の開催に至った旨を会員に報告している。一〇年を経てなお支会の状況に大きな変化は生じていなかったようである。ちなみにこの時に参加した会員は四八名、出席者三〇〇名余であった。この総会では久しぶりに役員改選が行われており、先例では会頭に県知事、副会頭に仙台市長が選出されていたが、今回は里見市長が多忙のため、引き続き遠藤に担当して欲しいとの建議が出されて遠藤が選ばれている。遠藤は、時代に合わなくなつた規則の改正にも言及しており、支会の活性化に本腰を入れようとしていたのかもしれない。

一八九五年のコレラ流行時などで、私立衛生会から飲食物と身体の注意を記した「虎列刺予防法書」が配布さ

れているが、結成から一五年余、支会の活動を報じる新聞記事や大日本私立衛生会雑誌の報告などを、管見の限りでほとんど確認できなかったことも合わせて考えると、この時期の宮城支会は長与や後藤が期待したような役割を果たすまでには至らなかつたと考えられる。

ここでもうひとつの衛生会を紹介して本章を閉じることにする。一九〇一年一月に設立が報じられた「宮城県私立衛生会」である。設立の趣旨は、近年衛生思想と衛生事業は着々と進捗しているにもかかわらず、「国の元気を消耗するのみならず、国家経済上の損害」も大きい伝染病の流行は続いており、その最大の理由は「法令具備せざるに非ず、当局の士気挫せざるにあらず、有志の士憂慮せざるに非らず、一般国民注意とに於て未だ足らざるものがあるが如し」であるので、衛生思想のより広範な普及が必要であるというものであった（『東北新聞』一九〇一年一月二五日）。発起人は小野平一郎、遠藤庸治、里見良顕など六四名ほどで県下全域で二万人の会員の募集が目指されており、翌年四月に会の充実を図るため及川義亮（のちに本吉郡小泉村村長）を雇用するなど活動を本格化させる準備をしている。宮城支会の長年にわたる活動の停滞が、地域名望家だけでなく多くの有力者や県民を対象にし、かつ地域の事情をより踏まえた衛生会の必要性を名望家たちに意識させたのではないだろうか。⁽⁴⁾

おわりに

一九〇七年の市会において、政友会系の議員が「五大事業」（上水工事、電気事業、市区改正、電気軌道敷設、市立公園設置）を提起した。日露戦争後、仙台の東北地方における拠点性が高まるなかで、工業化の推進とそのための都市基盤整備が目指されるようになったのである。上水工事はようやく一九一〇年五月の市会で計画が承

認められ、一九一二年に工事が始まった。ちなみに五大事業を検討するための勉強会で、遠藤庸治が大工場の建設を主張したのに対して、小野平一郎は小規模工業を振興し「下流社会」にも職を供給すべきと述べており、同じ政友会に属しながらもそのスタンスには相違があった。小野は「下層社会」に一貫してこだわっているといえるが、この間、仙台では窮民救済のために外国米などの廉売や施米が頻繁に行われており、また「年末の貧民窟（一）」（五）」（『河北新報』一九〇六年二月三日～二九日）、「年越前の貧民（一）」（六）」（『河北新報』一九〇七年二月四～二日）、「木賃宿探検記（一）」（九）」（『河北新報』一九〇八年二月三～三日）などの連載記事に現れているように、「貧民」の状況は社会の関心をより一層集めるようになっていた。

明治後期以降の衛生組合の活動について、特に廃止と復活をめぐる激しい議論の対象となった区長制度との関係で、衛生組合の組織や役割はどのような変化を遂げていったか、たとえば他都市のように衛生以外の行政補助の役割を担うようになったか、などについては稿を改めて検討することにした。また本稿では、衛生問題に深く関連する都市施設の建設（上下水道、避病院）や移転（たとえば遊郭や魚市場）をめぐる諸問題について触れることができなかった。市制施行以後、上下水道設置問題は市会の内と外で何度か論争となり、政治的対立の場となった。また一九〇二年に起こった避病院建設をめぐる反対運動の場合、候補地周辺の地域住民による反対に加えて、当時の「市政刷新」の動きとも部分的に関連しており、これらの点も含めて、仙台の社会・空間の編成過程をさらに考えてみたいと思う。

【附記】本稿は科学研究費補助金基盤研究（C）課題番号二三五二〇九五七および基盤研究（B）課題番号二六二八四二三二（いずれも代表者・遠城明雄）の研究成果の一部である。

注

- (1) 社会・政治地理学的視点からの経験的研究については、Yeoh (1991) や遠城 (二〇一〇) などを参照。また理論研究は、Smith (1990) などによって依拠して「都市政治生態学」を唱導する Swyngedouw and Heynen (2003) や Swyngedouw (2004) と「もの政治学」を構想する Braun (2005, 2008) や Braun and Whitmore (2010) などを参照。スインゲドゥウとブラウンらの立場の相違は、近年の「空間スケール」論争でもひとつの重要な論点になっていると思われる(遠城、二〇〇七)。
- (2) 明治期仙台の都市支配秩序については、仙台停車場の設置問題を通して官民の共同関係を明らかにした研究(手嶋、二〇一〇)、市参事会の機能から名望家秩序を考察した研究(阿部、二〇一三)、各種選挙を通して地域団体、商工団体、政党支部などの動向を検討した研究(遠城、二〇一三)などがある。
- (3) 後年の記事のため問題はあるが、市東端の控木地区に臨時避病院が設置された際、反対した付近の住民が病院を焼き払う事件が起きたという(『河北新報』一九〇二年三月二十九日)。県令松平正直は一〇月一四日に「丙第三十七号」を発して、患者の男女と年齢別の表の作成、患者数の推移、罹患から死亡までの時間、流行地および流行経路の地図化、流行地の風土(家の構造、住民の貧富、職業、常食・飲料水)、病媒媒介の原因、消毒と治療法の内容とその効果、予防消毒法施行への障碍(土地の形状、民俗の習慣、「避病院火葬場」設置又ハ死屍運搬「際其施行ヲ妨ケ一時ノ暴動ヲナシタル等ノ景状」などの報告を郡区役所に求めている(明治十五年 本県達 丙 書記課) (ZML5 0094 宮城県公文書館所蔵)。この図表化と地図作成によってコレラとその被害状況を可視化すると同時に、予防への抵抗を記述することで「問題地域」をあぶりだす作業がルーティン化されたといえる。
- (4) 一八七八年七月の郡区町村編制法(布告第一七号)で仙台区が誕生し、同年一月に区内を五部に区画し、部内の町丁を四地区から六地区に区分して事務取扱などが行われるようになった(仙台市役所編、一九〇八)。
- (5) 区内の患者数と死亡者数について正確な数はよくわからない。『陸羽日日新聞』(一八八二年九月一日)では患者数三三三三人(七月二日から八月一八日までの分)、『奥羽日日新聞』(一八九〇年一月一六日)では患者五六七人、死亡者四〇九人、『仙台市史』(一九〇八)では患者数一九九人(死亡者数の記載なし)、『仙台市史』(一九五〇)では患者数九二〇人、死亡者四一〇人となっている。
- (6) 一八八〇年に布告された「伝染病予防規則」の附属法規である「伝染病予防心得書」(内務省達乙第三六号)と一八九二年の「伝染病予防心得書」(内務省乙第三一号)には、清潔法、摂生法、隔離法、消毒法が示されており、これに基づいて対策が取ら

れた(山本、二六九―二八六頁)。なお患者の標示は一八八二年八月に廃止された。

(7) 以下、人物については、菊田(一九三三)などを参考にした。

(8) 区衛生会は、一八八〇年一〇月に定められた仙台区衛生会規則(仙台市役所編、一九〇八)によって、町医一〇名、区書記二名、衛生委員二〇名(每部四名)、区会議員一〇名(每部二名)、組長一〇名(每部二名)から構成されている。ちなみに流行直前の一八八二年三月の衛生会では、避病院の設置場所の選定、衛生委員を一〇名設置し每部二名宛受け持たせること、衛生事務所を設置、町医の事務事項、衛生演説会規則の改正の五議案が議論されており、伝染病流行の際の町医と衛生委員の任務(予防法の実施、患者の診断)などが決められている(『陸羽日日新聞』一八八二年三月一四―一八日)。

(9) 士族授産を目的として一八八五年五月に恒産会が組織された(『奥羽日日新聞』一八八五年五月二六日)。

(10) 市内の井戸水検査(一八八八年に実施)によると、五五〇七ヶ所のうち飲料に適するとされたものは僅かに一三一ヶ所に留まっている(『奥羽日日新聞』一八九一年一月三日)。

(11) 凱旋の状況、銃後の組織である仙台義会、戦死者の慰霊をめぐる諸問題については、大谷(二〇一六)による詳しい検討がある。

(12) 一八九八年一〇月の大日本私立衛生会宮城支会総会で会長に選出された千頭清臣知事は講演のなかで、「病家に於ける神頼みの迷信、天理教会等の淫祠邪教が社会に及ぼすべき弊害、又愚夫愚婦等の井の角加藤清正笹良三八杯の氏名を門表に張りて伝染病除けなりと迷信して安心し居る失体」などの「弊風」が、伝染病蔓延の原因になっているとの考えを述べている(『東北新聞』一八九八年年一〇月二日)。民衆の生活世界と「文明化」については阿部(一九九五)を参照。

(13) 一八八七年八月に区内の開業医らが仙台医会を組織し、役員に中目齋、医会長に石田真、副医会長に鈴木亦人、小野平一郎、鈴木惇が選出されている。その規約第四条に「伝染病は勿論、他諸種の中毒及び変死と認むるものは一切之を隠蔽すべからず」(『奥羽日日新聞』一八八七年八月二日)とあることから、伝染病以外の不審死も隠蔽が行われていたのだろう。新潟県を事例に、一八八六年のコレラ流行時の医師による患者隠蔽を検討した竹原(二〇〇五)も、その理由として漢方医の西洋医学に対する反発と、医師と地域社会の関係維持という二点を指摘している。

(14) 検疫所に雇用されていた人夫の多くは「貧民」層だったと考えられるが、その仕事は患者を避病院に搬送する者(二号)、死者を火葬場に搬送する者(二号)、発病者の家に派遣される者(三号)に区分されており、日給は一号と二号が一元、三号が七六銭であった。しかし一部の請負師がピンハネや不正申請を行っていたため、適正な賃金が支払われていなかったようである

- 〔奥羽日日新聞〕一八九五年九月八日〕。
- (15) 「市内場末の貧民は、買煽りて人為に騰貴せしむる米商の自宅に放火せんとす抔と、途方もなき張札をするに至れり」という不穏な状況が生じたため、米商たちが米価引き下げの方策などを相談する事態になっている。〔東北新聞〕一八九四年六月一日〕。
- (16) 一八九九年八月に開催された衛生組合役員会で市衛生係の主任書記が、一八九五年流行後の伝染病患者について貧民に少なく「中等社会」に多いとした上で、その理由を参会者に訪ねたが、誰も答えられなかったという。〔東北新聞〕一八九九年八月二三日〕。
- (17) ほぼ同じ時期に大石安太郎（会津出身）という人物が、市内の有力者の支援を得て「労働親和会」の設立を計画していた。会の目的は細民に貯蓄を進めることで、遠藤市長は市役所に区長を集めて会員募集の協力を依頼するなどしている。〔東北新聞〕一八九四年六月一日〕。
- (18) 一九三三（昭和八）年でも、市民が汲取料を支払っている事例は皆無で市内二五〇三九戸のうち約八三%が屎尿代を支払われていたという（仙台市史編集委員会編、一九五五、五四一頁）。
- (19) 富田は小野に近い人物で士族興産組合などの役員を務めたほか、市会では自由党系小野派として活動した（遠城、二〇一一）。
- (20) 宮城県と仙台市における軍夫の募集は、仙台義団や仙台兵事義会などによって行われた（大谷、二〇〇六）。
- (21) 渡韓した第二師団軍医の書翰の一部を引用する形で、規律訓練を受けた兵隊と比較して人夫の衛生状況は、「…彼の工夫に至っては臨時の集合体にして、特に其素性を尋ねれば多くは甚だしき貧困者多数を占め、従て其生活の如きも不規則にして殆んど衛生の何たるだに知らず…」と論評されている（「人夫の身体最も気遣ふべし」〔奥羽日日新聞〕一八九四年九月一二日）。
- (22) 消防組は一八七九年に従来の組織が再編され、組員一三二名の町火消組が組織され、区会では一年間一五〇〇円の予算で仙台警察署に委嘱することが決まった（仙台消防組、一九三五号）。
- (23) 宮城県内務部第一課『宮城県布令類纂上巻、明治二八年』（M28 20014 宮城県公文書館所蔵）。
- (24) 市制施行後の行政区画について、一八八九年五月に仙台市参事会は全市を五〇区（一八九四年に四九区へ変更）に区分して区長を置き、さらにこの区は一八九五年三月に一〇区へと再編された（仙台市役所編、一九〇八）。
- (25) 前掲（23）。
- (26) 町内組合結成の時期について、『東北日報』（一八九六年六月六日）は市制町村制実施にともなって結成されたとしているが、衛生の項目を含む規約を読む限り一八九六年に結成されたように思われる。

- (27) 明治期の個別町の研究については伊藤(二〇一三)を参照。また明治以降の仙台における祭礼と祭祀の変遷と町の関係については、佐藤(二〇一三)が部分的に論じている。
- (28) ただし貧民救済に私費を投じる区長もおり、その退任に際して地域住民が労をねぎらって祝宴を開催した場合もある。また市会で任命されるとはいえ、地域社会の意思や要望もその選任にある程度影響を及ぼしていたと思われる。
- (29) 『宮城県布令類纂 明治三十年』(M30_20045_宮城県公文書館所蔵)。
- (30) 一八九八年三月の市会において、市内の区を一〇から二〇に変更して区長を再度設置することが承認されたが、衛生組合は一〇区のまま維持されたようである。その理由はよくわからない。
- (31) 一九〇四年に衛生組合が配布した「伝染病予防注意書」は次のようであり、毎年ほぼ同様のものが各戸に配付されていたようである(『東北新聞』一九〇四年五月六日)。
- 一 一家内に熱病又は腹下りのものあるとき、其他伝染病の同しやうなる病人出きたるときは、衛生組合事務所又は町内に居住する衛生組合役員に通知相成度事
 - 一 隣家又は近傍に伝染病と流行病に同じき様なる病人あることを知りたるときは、郵便はがき其の他の手段を以て衛生組合事務所又は町内に居住する衛生組合役員に通知相成度事
 - 一 右通知を受けたるときは衛生組合に於ては左の手續を致候
 - 一 医師をして病人を診察せしめ、未だ医師の治療を受け居らざるものは衛生組合費を以て無代治療を致す事
 - 一 衛生組合に於ては消毒薬を持参致し消毒を行ふ事
- (32) 一等は等級一〇等以上で一円、二等は同一〇等〜二〇等で七五銭、三等は同一一〜二五等で五〇銭、四等は同一二六等〜三〇等で四〇銭、五等は同一三一〜三五等で三〇銭、六等は同一三六等〜四〇等で二〇銭、七等はそれ以下で一〇銭)
- (33) なお前年九月の市会で下水道工事をめぐって議論が紛糾した際、衛生組合の会合において衛生委員であった小野平一郎、豊島蘭室、遠藤律らは建設推進を市会に建議すべきとした。しかし、各衛生組合に持ち帰って組合の意見を確定し、その結果を再度議論するというに決している(『奥羽日日新聞』一八九七年九月一日)。
- (34) 「衛生事務二関シテハ、時局ニ際シ或ハ伝染病ノ侵入アラシムコトヲ憂慮シ、天候不順ノ際ニハ特ニ悪疫予防心得方ノ論告ヲ発シタルコト数回ニ及ヒタリ、尚ホ衛生上ノ施設ヲ遺憾ナカラシムルノ機関トシテハ、三十八年五月ヨリ衛生連合事務所ヲ仙台市

- 役所内ニ開設シ、予防上ハ勿論万一悪疫發生シタルトキハ、其機ヲ失セス直チニ撲滅ヲ図リ、害毒ヲ流サ、ラシムル手段ヲ講シ、数名ノ委員ヲ常置シ其事ニ当ラシメタルモ、幸ニシテ悪疫發生ヲ見ルニ至ラス、十月三十日ヲ以テ閉鎖セリ、開設日數百六十九日ナリ、此外衛生ニ関スル幻燈会ヲ開クコト數回、以テ市民ノ衛生思想ヲ普及セシメンコトヲ図リ「宮城県『時局ニ於ケル地方経営 十八ノ十八 仙台市 明治三八年』(M38 20125 宮城県公文書館所蔵)。
- (35) 『明治三四年一月特別大演習ニ関スル復命書綴』(M34 20076 宮城県公文書館所蔵)。
- (36) 衛生が危険な作業と考えられていたことに加えて、すでに述べたように、費用負担の問題が影響していたと思われる。一九〇二年の規定であるが、清潔法の場合、市費から支弁される項目は、極貧者の家屋床下や塵溜に散布する石灰料と人足が雇うてできない場合の人足料の二種類で、その金額は一衛生組合二円以内と決められており、大掃除のための人足料とその他の経費(塵や汚泥を処理する際の焼却や埋め立て費など)は衛生組合の負担とされている(『東北新聞』一九〇二年九月三〇日)。
- (37) 金沢市でも、明治期の衛生組合は機能しておらず「地域住民組織」の実体を備えていなかったのではないかと評価されている(松村、二〇〇六)。
- (38) 大阪における上水道建設と大日本私立衛生会の動向については、加来(一九九八)を参照。
- (39) 少し後になるが、当時の仙台市民の地域意識を示すと思われる新聞記事を紹介しておこう。それは「仙台と名古屋(上)、(下)」(『河北新報』一八九九年二月八、九日)という記事(一面掲載)で、「仙台と名古屋、是れ帝国首都の両翼市街として世人の併称する処にして」で始まり、ここ二〇年間で名古屋が商工業で大きく成長を遂げたことから、両市の間で大差がついてしまった現状を踏まえて、仙台の奮起を促している。なおこの時期には、帝大設置をめぐる九州地域との競争、築港事業をめぐる東北各地と宮城県内(仙台港と野蒜港など)での競争など、複層的なスケール間でさまざまな地域間競争が展開されており、時に共通し時に対立する利益をめぐって地域意識もスケールに埋め込まれた動態的な過程として理解する必要がある。
- (40) 千葉県を事例に大日本私立衛生会支会の活動について論じた中澤(二〇〇一)は、一九〇四年をピークに同会の会員数が急激に減少し(会費未納による除名)、その後支会数も減少の一途を辿ったことに触れて、各地域で大日本私立衛生会に所属せずに独自の衛生活動が展開されたのではないかと指摘して、大正初期に千葉県内で大日本私立衛生会と関係のない地域の私立衛生会が組織された事例を紹介している。

文献

- 阿部安成『文明開化と伝染病——横浜という近代——』『民衆史研究』五〇、一九九五年、二五一—四八頁。
- 阿倍康徳『市参事会制度の一考察——明治20年代の仙台市を中心に——』『早稲田政治公法研究』一〇二号、二〇一三年、二七—四五頁。
- 安保則夫『近代日本の社会的差別形成史の研究 増補ミナト神戸 コレラ・ペスト・スラム』明石書店、二〇〇七年。
- 伊藤久志『明治期地方都市における個別町の組織と機能——川越を事例として——』『国史学』二一〇、二〇一三年、六一—七九頁。
- 大谷正『兵士と軍夫の日清戦争 戦場からの手紙を読む』有志舎、二〇〇六年。
- 小栗史郎『地方衛生行政の創設過程』医療図書出版社、一九八一年。
- 尾崎耕司『伝染病予防法』考——市町村自治と機関委任事務に関する一考察——』『新しい歴史学のために』二二三、一九九四年、一一—四頁。
- 尾崎耕司『一八七九年コレラと地方衛生政策の転換——愛知県を事例として——』『日本史研究』四一七、一九九七年、二三—五〇頁。
- 尾崎耕司『衛生組合に関する考察——神戸市の場合を事例として——』『人文科学部論集』（大手前大）六、二〇〇六年、五三—八四頁。
- 遠城明雄『近年の「空間スケール」研究に関する若干の紹介（報告要旨）』『人文地理』六〇巻、二〇〇七年、九二—九五頁。
- 遠城明雄『近代都市と伝染病——門司港におけるコレラ流行——』『史淵』一四七輯、二〇一〇年、一九九—二三八頁。
- 遠城明雄『地方都市の政治状況に関する研究ノート——一八八九年—一九二二年の仙台市——』『史淵』一四八輯、二〇一一年、六九—一〇〇頁。
- 加来良行『近代水道の成立と都市社会』広田禎秀編『近代大阪の行政・社会・経済』青木書店、一九九八年、八一—一二四頁。
- 菊田定郷『仙台人名大辞書』、仙台人名大辞書刊行会、一九三三年。
- 北原糸子『都市東京と軍夫』大谷正・原田敬一編『日清戦争の社会史』フォーラム・A、一九九四年、一五七—一九三頁。
- 小林文広『近代日本と公衆衛生』雄山閣出版、一九九一年。
- 佐藤雅也『誰が藩祖伊達政宗を祀るのか』高木博志編『近代日本の歴史都市 古都と城下町』思文閣出版、二〇一三年、四二—

四三八頁。

仙台市史編纂委員会編『仙台市史 第二卷』仙台市、一九五五年。

仙台市役所編『仙台市史』仙台市、一九〇八年。

仙台市役所『仙台市下水道誌』仙台市、一九三七年。

仙台消防組『仙台消防誌』仙台消防組、一九三五年。

大日本私立衛生会編『大日本私立衛生会一覽』一八九五年（国立国会図書館近代デジタルコレクション）。

竹原万雄「明治一〇年代におけるコレラ予防と地域社会」『日本歴史』六八一、二〇〇五年、三五―五一頁。

竹原万雄「明治二〇年代前半における市町村自治と衛生政策」『日本歴史』七八四、二〇一三年、六一―七六頁。

手嶋泰伸「仙台停車場位置変更問題にみる明治前期官民関係」『国史談話会雑誌』五一、二〇一〇年、三七―五二頁。

中澤恵子「衛生知識」の普及活動——大日本私立衛生会の組織と活動——『千葉史学』三九、二〇〇一年、二六一―四三頁。

成田龍一「近代都市空間の文化経験」岩波書店、二〇〇三年。

長谷部弘「地域住民組織の歴史的地位相——仙台市を事例とする歴史的検討の試み——」『仙台都市研究』一二、二〇〇二年、九―二〇頁。

長谷部弘「日本における近代的な地方行政制度の形成と地域住民組織」イギリス都市・農村共同体研究会／東北大学経済史・経営史

研究会『イギリス都市史研究——都市と地域——』二〇〇四年、日本経済評論社、三三三―三三三頁。

馬場義弘「三新法期の都市衛生——大阪の衛生行政を事例に——」『ヒストリア』一四一、一九九三年、四八―六六頁。

馬場義弘「明治前期の地方行政系列の展開と行政補完団体について」広田禎秀編『近代大阪の行政・社会・経済』青木書店、

一九九八年、五六―八〇頁。

原田敬一『日本近代都市史研究』思文閣出版、一九九七年。

原田敬一「戦前期町内会の歴史——大阪市の場合——」『ヘスティアとクリオ』三、二〇〇五年、二六―三九頁。

平山育男「バルトンによる東北地方衛生上巡視 仙台市街について」W・K・バルトンの研究（5）『日本建築学会北陸支部研究

報告集』五六号、二〇一三年、五二―五二頁。

松村敏「明治後期金沢の市行政・地域社会・住民組織」橋本哲哉編『近代日本の地方都市 金沢／城下町から近代都市へ』日本経

済評論社、二〇〇六年、一〇九―一四九頁。

- 山本俊一『日本コレラ史』東京大学出版会、一九八二年。
- Ali, S. and Keil, R. eds: *Networking Disease*. Wiley-Blackwell, 2008.
- Braun, B. Environmental issues: writing a more-than-human urban geography. *Progress in human geography* 29, 2005, 635-650.
- Braun, B. Thinking the city through SARS: Bodies, Topologies, Politics. Ali, S. and Keil, R. eds. *Networking Disease*. Wiley-Blackwell, 2008, 250-266.
- Braun, B. and Whatmore, S. eds: *Political Matter*. University of Minnesota Press, 2010.
- Smith, N. *Uneven Development: Nature, Capital and the production of Space*. 2nd edition. Blackwell, 1990.
- Swyngedouw, E. and Heynen, N. Urban political ecology, justice and the politics of scale. *Antipode* 35, 2003, 898-918.
- Swyngedouw, E. *Social Power and the Urbanization of Water*. Oxford U.P., 2004.
- Yeoh, B. *Municipal sanitary surveillance, Asian resistance and the control of the urban environment in colonial Singapore*. Research Paper 47, School of Geography, University of Oxford, 1991.